

# 別府市 緑の基本計画







# 目 次

---

## 序 章

1 改訂の背景と目的	1
2 緑の基本計画とは	1

## 第1章 別府市の緑の現況と課題

1 別府市の特性と将来像	4
2 緑の現況	6
3 緑の課題	12

## 第2章 緑の将来像と配置方針

1 緑の将来像	13
2 計画の目標	15
3 緑の配置方針	16

## 第3章 基本方針・具体的な施策

1 緑を守る施策	19
2 緑を創る施策	23
3 緑を育む施策	29
4 緑を活かす施策	35

## 第4章 区域区分別の計画

1 市街化区域の計画	39
2 市街化区域以外の計画	39

## 第5章 計画の推進

1 計画における各主体の役割	41
----------------	----

## 参考資料

1 計画策定の経緯	42
2 アンケート結果	46
3 用語解説	55

# 序 章





# 序 章

## 1 改訂の背景と目的

別府市は、豊富な温泉をはじめ、山や海の美しい自然に恵まれた日本有数の国際観光都市です。令和2年に策定した「第4次別府市総合計画」においても、「地域を磨き、別府の誇りを創生する」を将来像に掲げ、自然環境と共生しながら都市の魅力を高め、豊かで住みよい暮らしの実現を目指しています。

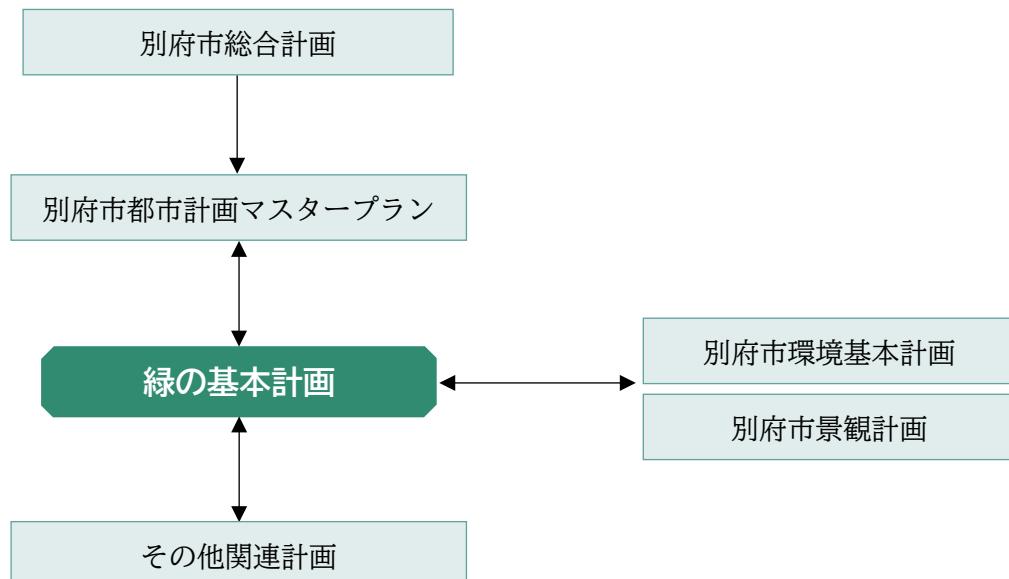
一方、都市を取り巻く社会経済状況は近年大きく変化し、自然災害の増加、人口減少や少子高齢化の加速など、緑をめぐる社会の動向は一段と変化しています。また、平成29年に改正された「都市緑地法」には、民間活力を最大限に活用しながら、緑地の保全・創出を図るため、上位計画と連携した戦略的な都市再構築の計画が重要と記されています。

このような背景のもと、新たな時代に対応していくために「別府市緑の基本計画」を改定し、別府市の特性を活かした緑豊かなまちづくりを推進していきます。

## 2 緑の基本計画とは

### (1) 計画の位置づけ

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地保全や緑化推進に関して、市町村が地域の実情や住民の意見を反映した将来像、目標、施策などを定めるものです。



本計画は、上位計画である「別府市総合計画」や「別府市都市計画マスタートップラン」に適合し、「別府市景観計画」や「別府市環境基本計画」との整合を図り、別府市の緑に関するマスター プランとして位置づけます。

## (2) 計画の見直しの視点

本計画は、以下のような構成となっています。

見直しの視点	内 容
都市の農地を含めた緑地の総合計画	都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全するものとして位置づけます。
都市公園の整備及び管理の方針整理	人口減少に伴う税収の減少や少子高齢化に対応していくために、地域に応じた戦略的な都市公園のストック再編や公園管理の質を高めることで、都市の活性化等を推進します。
緑の量から質への転換	従来の整備、面積の拡大を重視する施策だけではなく、緑の質の向上を盛り込んだ計画とします。
公民連携の推進	都市の緑をより一層柔軟に使いこなすために、画一的な緑の整備・管理ではなく、市民との効果的な連携のための仕組みを充実させ、都市の魅力向上に寄与する計画とします。

## (3) 計画の構成

本計画は、以下のような構成となっています。

章	内容
1. 別府市の緑の現況と課題	本市の緑被、緑地、公園等の緑の現況とそれらの整備・保全・維持管理に向けた課題について
2. 緑の将来像と配置方針	市の今後あるべき姿を示す緑の将来像と目標値、それらを実現していくための機能別の配置方針について
3. 基本方針・具体的な施策	緑を「創る、守る、育む、活かす」の4つの観点から計画を推進するための具体的施策について
4. 区域区分別の計画	市街化区域とそれ以外の区域での計画について
5. 計画の推進	施策を実行するにあたっての各主体の役割と重点施策として位置付ける施策について
参考資料	計画策定の経緯や用語解説

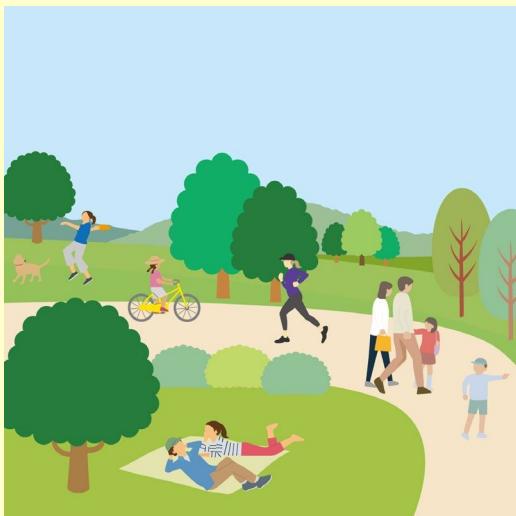
## (4) 計画期間

本市が対象とする地域は、都市計画区域 8,587ha です。

また、計画の目標年次は、おおむね 20 年後の令和 25 年とします。ただし、社会情勢等も考慮し、計画は適宜見直します。

## (5) 緑の役割

緑は、4 つの機能（環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能）を有しています。

環境保全機能	レクリエーション機能
大気の浄化、騒音・振動の緩和、水源のかん養 動植物等の生息・生育環境の保護 等	スポーツや遊びの場の提供 自然とのふれあいの場の提供 等
	
防災機能	景観形成機能
延焼防止、被災後の救援活動・復旧活動の拠点 洪水などを抑制、雨水の貯留 等	潤いのある景観の形成 多様な四季をもたらす
	

# 第1章 別府市の緑の現況と課題





# 第1章 別府市の緑の現況と課題

## 1 別府市の特性と将来像

### (1) 別府市の特性

本市は、九州の北東部、瀬戸内海に面した大分県の東海岸のほぼ中央に位置し、阿蘇くじゅう国立公園に属する鶴見岳から別府湾へ向かって広がる扇状地です。緑豊かな山々と波穏やかな別府湾に囲まれた美しい景観の間に、大地から立ちのぼる“湯けむり”がたなびき、別府を象徴する風景として市民はもちろん観光客からも親しまれています。

市内には別府八湯(べっぷはっとう)と呼ばれる8つの温泉郷が点在し、湧出量と源泉数は日本一です。また、さまざまな泉質の温泉が湧き、世界でも屈指の温泉資源のあるまちです。

市内には3つの大学と2つの大学関連機関があり、8千人を超える学生が別府市内で学び、暮らしている「大学のまち」でもあります。

そのほかにも、市内には日本で唯一竹の技術を学べる公立のセンター「大分県立竹工芸訓練センター」があり、全国から入校者が集まり、技術や伝統の継承を行っています。(「別府竹細工」は大分県で唯一「伝統的工芸品」に指定されています。)



### (2) 人口

人口は、県内では大分市の次に多く、112,010人(令和6年3月31日現在)です。これは県人口のおよそ10%を占めています。市内には4,744人(令和6年3月31日現在)の留学生が勉学に励んでおり、日本でも有数の異文化あふれる国際交流都市としても成長を続けています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は2040年には10万人を下回るとされており、若い世代の人口増加や子育て・教育環境の向上、他地域からの転入促進等が求められています。

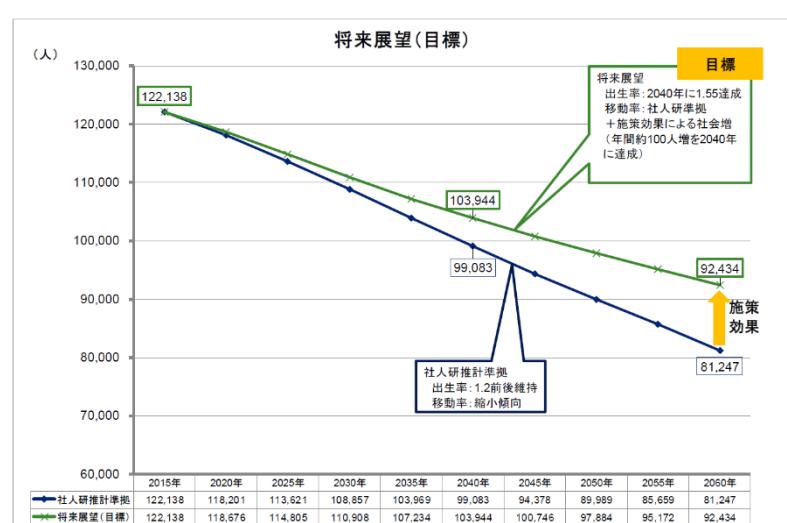


図 本市の人口における将来展望

出典：まち・ひと・しごと創生 改訂版別府市人口ビジョン

### (3) 別府市の将来像

緑・水辺に関しては、「別府市都市計画マスタープラン」で以下の施策の推進を掲げています。

○交流の場となる特色ある公園の整備

実相寺中央公園などにおいては、国際色豊かな観光都市にふさわしい特色ある公園づくりを推進します。

○身近な公園の整備・改善や親しみある緑の保全

身近な公園の整備推進や、地域に愛される親しみやすい公園としての機能改善、および地域に親しまれる身近な自然の保全を図ります。

○温泉風情や住まいの魅力を高める緑化の推進

身近な自然を増やすことにより、環境にやさしく緑豊かなまちなみを形成し、温泉風情や住まいの魅力を高めていきます。

○海、山を結ぶ緑の帯の形成

良好な風致を維持しつつ、それらをつなぐ河川や道路の緑化を推進し、山、まち、海を結ぶ連続性がある水と緑のネットワークの形成を図ります。

○親水性や生態系に配慮した河川の整備・改善

防災性や親水性、生態系などの総合的な視点から、安全で快適な河川の環境整備を図ります。

## 2 緑の現況

### (1) 緑被地の現況

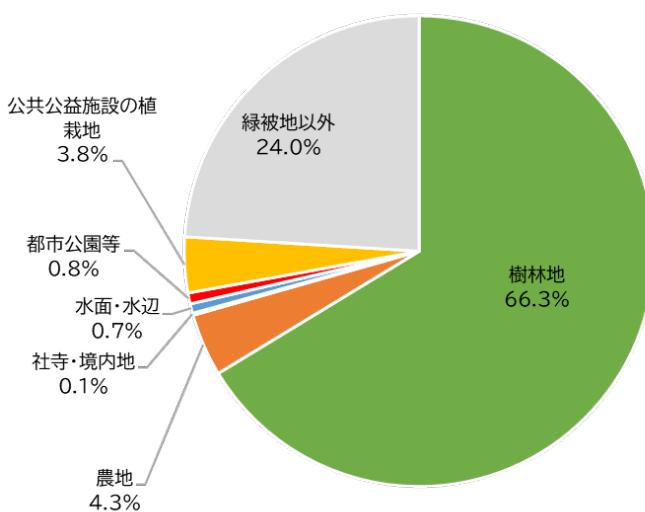
別府市の緑被地の現況を以下に示します。

行政区域内の緑被率は 76.0% でした。内訳をみると、樹林地が全体の 66.3% と最も多く、次いで農地が 4.3% でした。樹林地の多くは鶴見岳や大平山（扇山）であり、本市の緑を支える骨格となっています。

市街化区域内の緑被率をみると、緑被率はおよそ 25.7% でした。内訳をみると、樹林地が最も面積が大きく全体の 13.3%、次いで農地が 4.2%、都市公園等が 3.3%、公共公益施設の植栽地が 2.8% 程度となりました。市街化区域においては樹林地のみならず、農地や都市公園等、公共公益施設の植栽地といった緑被地が重要な緑の機能を果たしていることが分かりました。

表 緑被の現況量

区分	市街化区域		行政区域	
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
樹林地	374.16	13.3	8,311.82	66.3
農地	117.19	4.2	538.99	4.3
社寺・境内地	14.68	0.5	17.49	0.1
水面・水辺	45.45	1.6	81.72	0.7
都市公園等	94.03	3.3	94.08	0.8
公共公益施設の植栽地	79.94	2.8	479.56	3.8
緑被地 計	725.45	25.7	9,523.66	76.0
緑被地以外	2,092.72	74.3	3,010.39	24.0
緑被率	25.7 %		76.0 %	
全面積	2,818.17 ha		12,534.05 ha	



【緑被地とは】  
緑被地とは樹木や草地などの緑に覆われた部分のことを指します。また、ある地域又は地区における緑被面積の占める割合を緑被率といいます。

図 行政区域内の緑被率

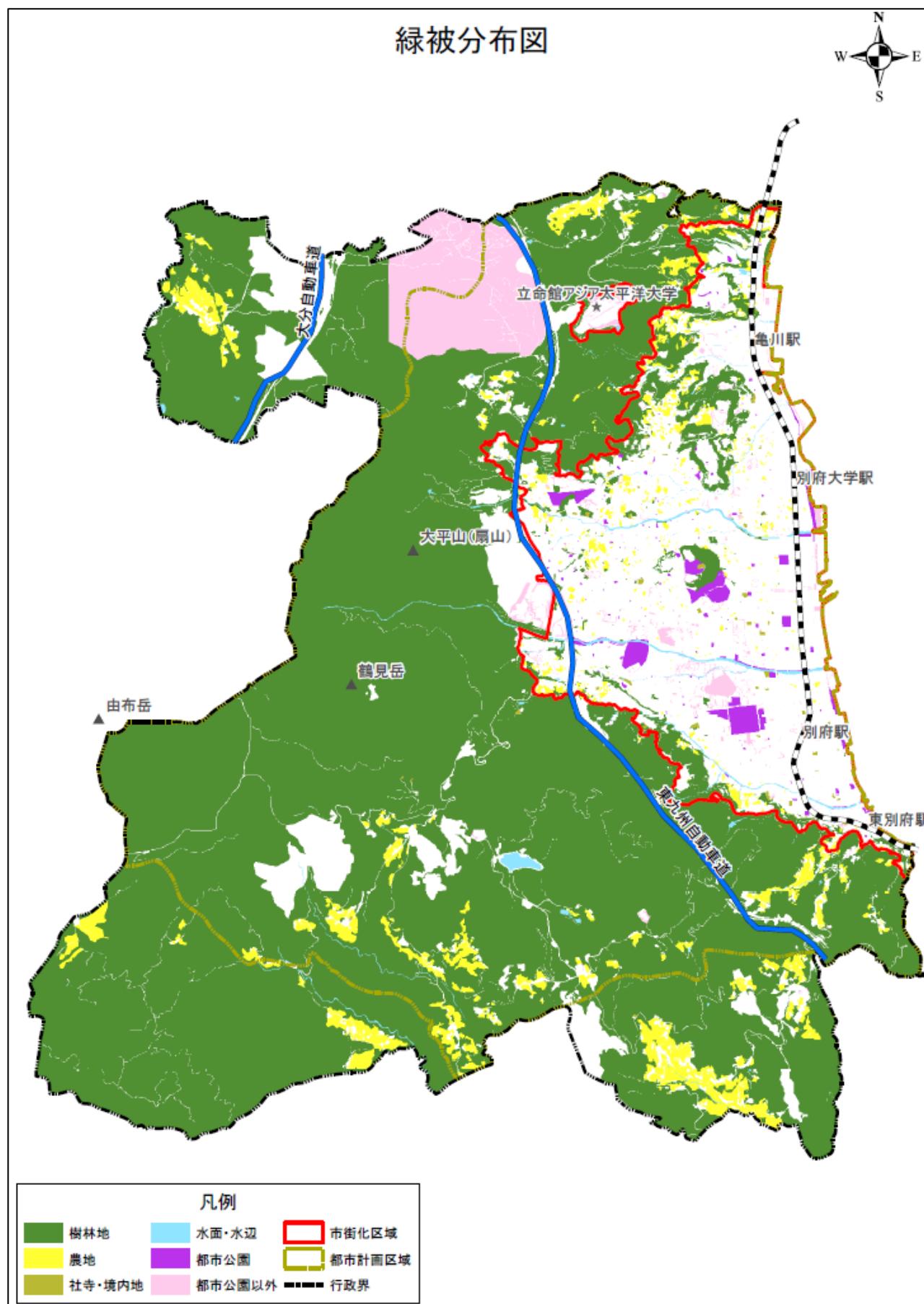


図 緑被分布図

## (2) 緑被地の推移

前回計画時の調査(平成18年度調査)からの市街化区域内の緑被面積の推移を下記に示しています。緑被地面積を比較すると、緑被面積はおよそ13.00ha減少しており、緑被率では0.6ポイント減少していることが分かりました。

また、緑被項目別に比較すると、樹林地と農地は減少していることが分かりました。主な減少の要因としては、開発による樹林地の減少や農地転用による農地の減少、ソーラーパネルの設置による樹林地や農地の減少等が要因として考えられます。

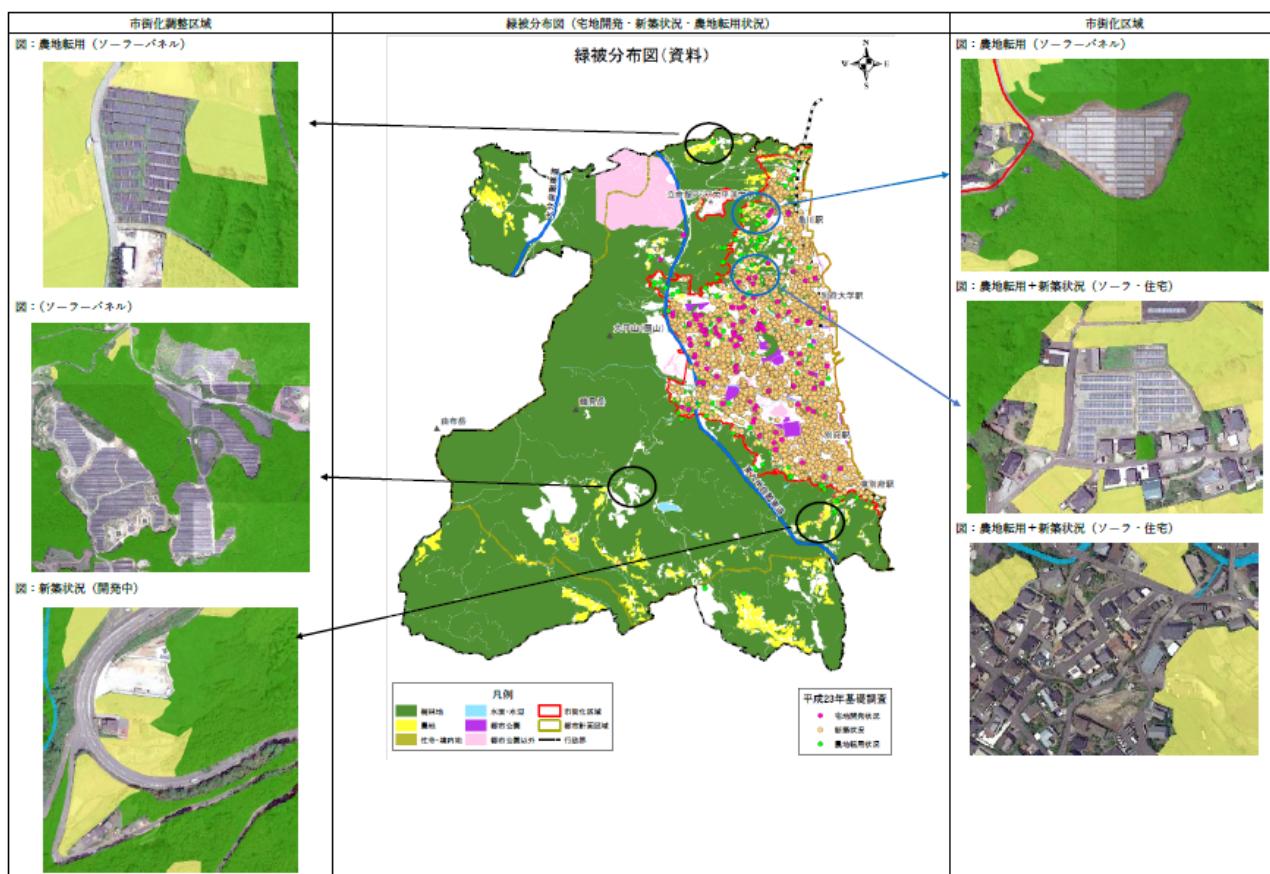


図 緑被分布図（主な緑被の減少箇所）

表 市街化区域の緑被地の推移

区分	市街化区域		
	H18年の緑被面積	R5年の緑被面積	増減 R5-H18
樹林地	385.44 ha	374.16 ha	-11.28 ha
農地	180.20 ha	117.19 ha	-63.01 ha
社寺・境内地	13.55 ha	14.68 ha	1.13 ha
水面・水辺	41.63 ha	45.45 ha	3.82 ha
都市公園等	84.71 ha	94.03 ha	9.32 ha
公共公益施設の植栽地	32.92 ha	79.94 ha	47.02 ha
緑被地 計	738.45 ha	725.45 ha	-13.00 ha
緑被地以外	2,069.55 ha	2,092.72 ha	23.17 ha
緑被率	26.3%	25.7%	-0.6
全面積	2,808.00 ha	2,818.00 ha	10.00 ha

### (3) 緑地の現況

行政区域内の緑地面積について下記に示します。

緑地現況量は 10,487.99ha でした。そのうち、地域制緑地が重複分を合わせると 10,215.80ha であり、全体の 9 割以上を占めていることが分かりました。

区別別にみると地域制緑地が最も面積が大きく行政区域内では 4,412ha あり、そのうち最も面積が大きいのが山の手風致地区の 1,514ha、次いで十文字原風致地区が 1,457ha でした。

表 緑地の現況量

区分		市街化区域 (ha)	行政区域 (ha)
施設緑地	都市公園等	94.03	94.08
	公共施設緑地	79.94	479.56
	民間施設緑地	14.68	17.49
	施設緑地合計	188.65	591.13
地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区 緑地保全地域	0.00
		風致地区	838.50
		その他法によるもの	18.55
	条例によるもの	0.00	0.00
	地域制緑地小計	857.05	12,865.73
	地域制緑地間の重複	15.10	2,649.93
	地域制緑地合計	841.95	10,215.80
施設・地域制緑地間の重複		98.69	318.94
緑地現況量総計		931.91	10,487.99

#### 【緑地とは】

都市公園や自然公園、河川、農振農用地などの施設整備や、法規制等により緑の永続性が確保されたもの、社寺地のように社会通念上永続性があるものと考えられるものを「緑地」と言います。

## (4) 都市公園等の整備状況

本市の都市公園等の現況について下記に示します。

令和5年度末時点での公園数は行政区域内で177箇所あります。公園種別ごとにみると、開発公園が最も多く109箇所あり、基幹公園では街区公園が17箇所、次いで近隣公園が8箇所あります。

本市の公園の多くが1,000m<sup>2</sup>未満の小規模な公園であり、最も小さい公園は南立石生目第3幼児公園の87.64m<sup>2</sup>の開発公園です。また、最も大きな公園は総合公園の別府公園であり、面積は272,935.9m<sup>2</sup>(27.29ha)あります。これは全公園面積のおよそ30%程度を占める面積となります。

表 都市公園等の整備状況

		市街化区域			都市計画区域			市全域		
		公園整備量			公園整備量			公園整備量		
		箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人
	住区基幹公園									
	街区公園	17	5.06	0.5	17	5.06	0.5	17	5.06	0.5
	近隣公園	8	8.45	0.8	8	8.45	0.8	8	8.45	0.8
	地区公園	1	6.38	0.6	1	6.38	0.6	1	6.38	0.6
	都市基幹公園									
	総合公園	2	38.08	3.4	2	38.08	3.4	2	38.08	3.4
	運動公園	1	15.75	1.4	1	15.75	1.4	1	15.75	1.4
	基幹公園計	29	73.72	6.6	29	73.72	6.6	29	73.72	6.7
	他特殊公園	1	8.33	0.7	1	8.33	0.7	1	8.33	0.8
	特殊公園計	1	8.33	0.7	1	8.33	0.7	1	8.33	0.8
	緑道	2	2.31	0.2	2	2.31	0.2	2	2.31	0.2
	開発	109	4.71	0.4	109	4.71	0.4	109	4.71	0.4
	その他	8	2.37	0.2	8	2.37	0.2	8	2.37	0.2
	都市公園計	149	91.45	8.2	149	91.45	8.2	149	91.45	8.3
	チビッコ広場	25	2.58	0.2	27	2.63	0.2	28	2.75	0.2
	都市公園等計	174	94.03	8.4	176	94.08	8.4	177	94.20	8.5

※四捨五入の関係で合計値が一致しない場合があります

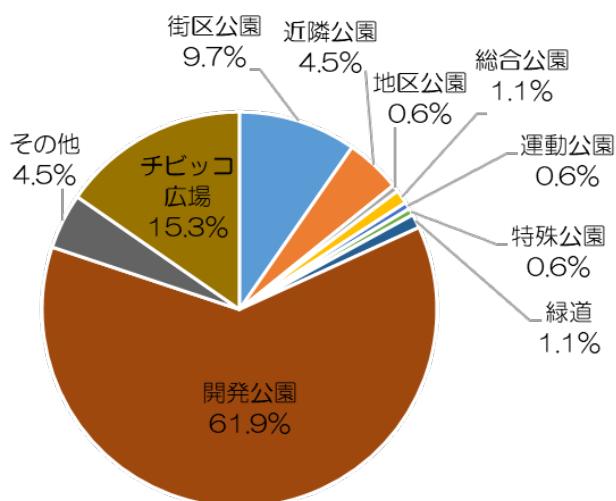


図 都市公園等の整備状況（公園数割合）

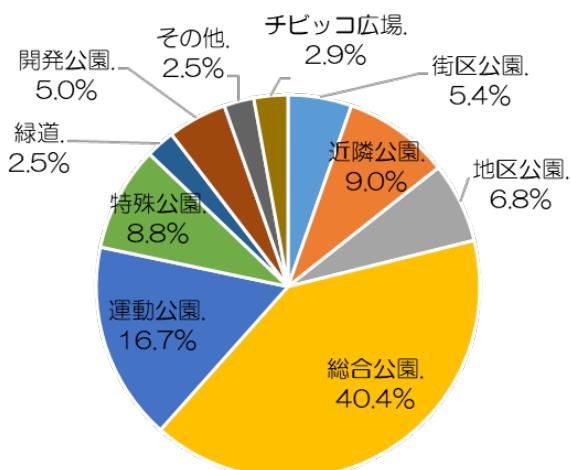


図 都市公園等の整備状況（公園面積割合）

## (5) 都市公園等の整備推移

前回計画時の調査（平成 18 年度調査）からの公園数と公園面積及び一人当たり公園面積の推移を下記に示しています。

市街化区域内の都市公園面積は前回より 9.08ha 増加しており、91.03ha となっています。また、一人当たり公園面積は 1.5 m<sup>2</sup>/人増加しており、8.3 m<sup>2</sup>/人となっています。

都市公園等の面積では 9.32ha 増加しており、94.03ha となっています。また、一人当たり公園面積は 1.6 m<sup>2</sup>/人増加しており、8.5 m<sup>2</sup>/人となっています。

公園面積が増加した主な要因としては、実相寺中央公園と鉄輪地獄地帯公園の公園面積が増加したことが挙げられます。

また、小規模ではありますが、開発公園は 15 箇所、その他公園は 5 箇所増加しています。

表 市街化区域内における都市公園等の整備推移

		H18(2006)年度			R5(2023)年度			比較(R5-H18)		
		箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人
	住区基幹公園									
	街区公園	16	4.90	0.4	17	5.06	0.5	1	0.16	0.1
	近隣公園	7	8.26	0.7	8	8.45	0.8	1	0.19	0.1
	地区公園	1	6.38	0.5	1	6.38	0.6	0	0.00	0.0
	都市基幹公園									
	総合公園	2	38.14	3.1	2	38.08	3.4	0	-0.06	0.3
	運動公園	1	12.41	1.0	1	15.75	1.4	0	3.34	0.4
	基幹公園計	27	70.09	5.7	29	73.72	6.6	2	3.63	0.9
	他特殊公園	1	4.62	0.4	1	8.33	0.7	0	3.71	0.4
	特殊公園計	1	4.62	0.4	1	8.33	0.7	0	3.71	0.4
	緑道	2	1.66	0.1	2	2.31	0.2	0	0.65	0.1
	開発	94	4.67	0.4	109	4.71	0.4	15	0.04	0.0
	その他	3	1.33	0.1	8	2.37	0.2	5	1.04	0.1
	都市公園計	127	82.37	6.7	149	91.45	8.2	22	9.08	1.4
	チビッコ広場	27	2.34	0.2	25	2.58	0.2	-2	0.24	0.0
	都市公園等合計	154	84.71	6.9	174	94.03	8.4	20	9.32	1.5
	人口		122,470 人			112,010 人			-10,460 人	
	面積		2,808 ha			2,818 ha			10 ha	

### 3 緑の課題

#### （1）骨格となる緑の保全

本市は鶴見岳や大平山（扇山）などの豊かな自然環境が、緑の骨格となっています。保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策など、森林の保護等に関する取組を推進することで緑を適切に管理していくことが重要です。

また、森林資源を適正に管理するため、利用間伐を計画的に実施していくことが必要です。

#### （2）自然災害を防止する緑の保全

本市は急傾斜の土地が多く、土砂災害を防ぐ対策が必要とされています。特に、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）においては、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、それら自然災害の防止など、緑の持つ機能が重要な役割を持つため、開発抑制を図るための土地利用規制等が求められます。

#### （3）農地の保全

本市は市域の4.3%（539ha）が農地であり、特に市内5箇所の棚田は「つなぐ棚田遺産」に選定されています。これらの農地は食料の生産地としてだけでなく、景観的、歴史的な価値もあるため、適切に保全していくことが求められます。

また、多様な役割を果たすことが期待される市街化区域内の農地については、都市内の貴重な資源として、保全していくことが求められています。

#### （4）緑の量から質への転換

人口減少・少子高齢化に伴い、税収等が減少していくなかで効果的に緑を維持していくためには、量から質への転換が非常に重要となります。

特に公園においては、人口減少により一人当たり公園面積の増加が予想されることから、従来のような公園の量的な整備を拡大させるだけでなく、一つ一つの公園の価値を高めていくことが必要です。

#### （5）緑とオープンスペースの利活用

地域の特性やニーズに対応した公園や緑地の整備、地域住民やボランティア団体との協働による公園や緑地の管理、それらをサポートするための人材育成など、より柔軟な緑とオープンスペースの利活用の促進が、公園などのストック効果の向上に繋がります。

## 第2章 緑の将来像と配置方針



## 第2章 緑の将来像と配置方針



### 1 緑の将来像

#### (1) 計画の視点

別府市は豊かな自然に加え、国際観光都市としての緑の造形など素晴らしい緑を創り上げてきました。これらの緑は地域の人々の生活に潤いを与えると共に、歴史や文化を育んできました。

一方で、人口減少などの社会的課題、緑に対するニーズの変化などに対応していく必要があり、今後はそれらの問題について、「緑」をキーワードに解決していく必要があります。

そこで、計画を推進していくために次の4つの基本方針を定めます。

基本方針	内 容
～基本方針1～ 緑を守る	鶴見岳や大平山（扇山）、河川、海浜環境などの豊かな自然環境や農地、湿地等の人と自然の共生によって確保される緑を保全します。
～基本方針2～ 緑を創る	都市公園や街路樹といった公共空間における緑の創出を推進します。また、市街地の生活環境を向上させるため、オープンスペースが不足している地域については民有地の緑化を推進します。
～基本方針3～ 緑を育む	市民活動団体やボランティア団体などの多様な主体との協働の取り組みにより、まちの緑の創出・保全を推進します。また、緑のイベントや緑化に関する情報発信等を行い、緑の普及を推進します。
～基本方針4～ 緑を活かす	まちの価値を高めるために、都市公園等のストックを活用し、緑の整備を推進します。また、グリーンインフラなども活用し、緑の計画的な整備を推進します。

#### (2) 計画のテーマ

本市を構成する緑の骨格と地域特性を踏まえ、本計画のテーマを設定します。

これらの構成要素に加え、市内にある緑の軸や緑の拠点を繋ぎ、市全体で豊かな緑のあるまちづくりを推進します。



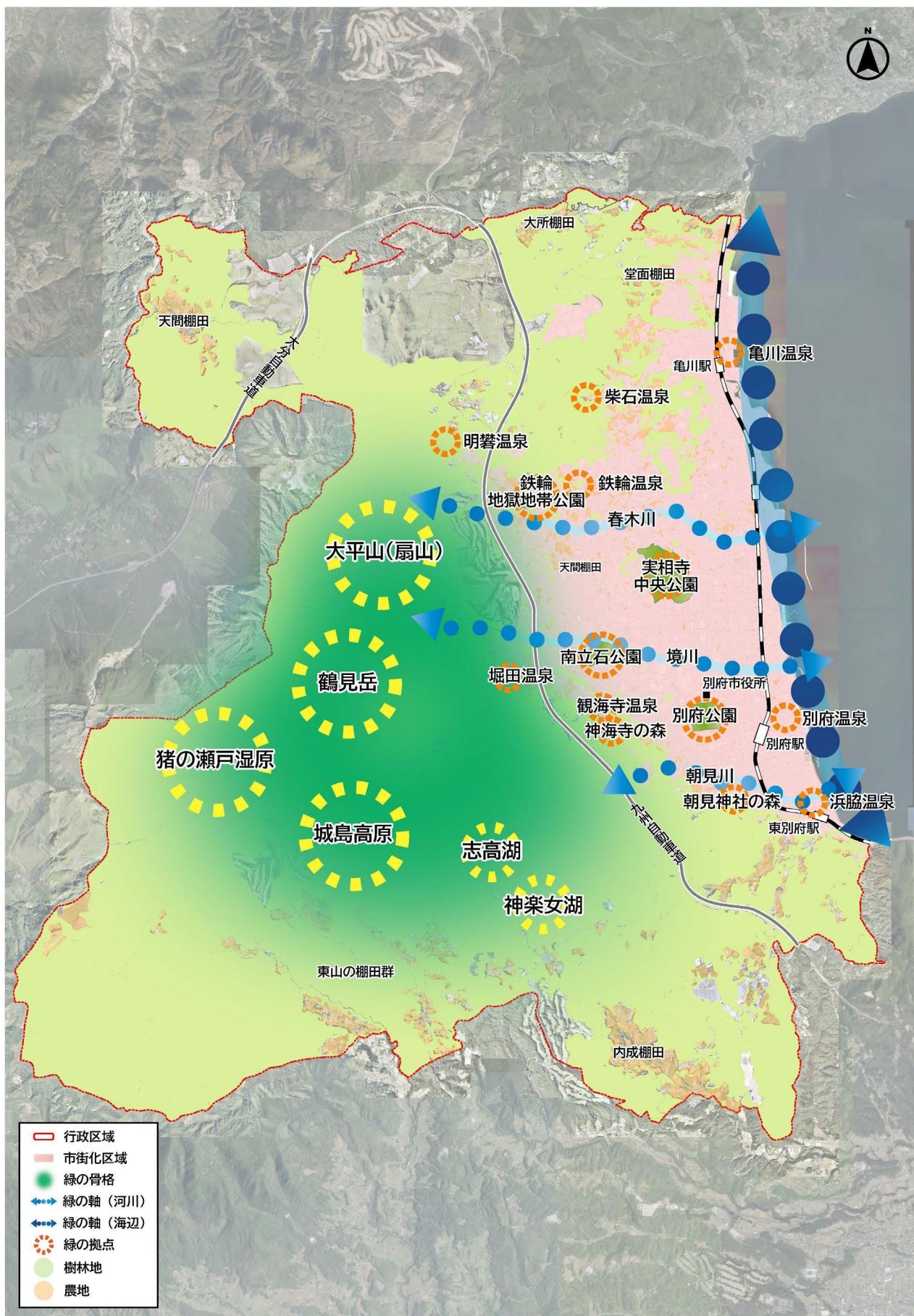


図 緑の将来像図

## 2 計画の目標

### (1) 計画の目標

本市の緑の基本計画における目標値は、以下のように設定します。

表 緑地確保目標量（地区面積における緑地の割合）

地区	現況	目標値
	令和 5 年度（2023 年）	令和 25 年度（2043 年）
市街化区域	33.1%	現況値以上
都市計画区域	79.8%	現況値以上

表 緑地保全の対象となる緑地の目標

地区	現況	目標値
	令和 5 年度（2023 年）	令和 25 年度（2043 年）
風致地区	4,412ha	現況値以上

表 都市公園等の整備目標

	現況		中間値		目標値	
	令和 5 年度（2023 年）		令和 15 年度（2033 年）		令和 25 年度（2043 年）	
	面積	一人当たり 公園面積	面積	一人当たり 公園面積	面積	一人当たり 公園面積
市街化区域	94.03ha	8.4 m <sup>2</sup> /人	現況値以上	現況値以上	現況値以上	現況値以上

### 3 緑の配置方針

緑の将来像の実現を目指し、「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観機能」の4つの視点から、望ましい緑地の配置方針を次に示します。

#### (1) 環境保全機能からみた緑の配置方針

- ・鶴見岳や大平山（扇山）等の別府市の骨格となる緑を保全します。
- ・多種多様な動植物が生息・生育し、良好な自然環境を有している緑を保全します。
- ・棚田等の市内の農地は、水循環や微気象緩和などの環境調節機能を有していることから、土地所有者と協力して保全に努めます。



緑の骨格となる鶴見岳と扇山



市内の棚田

#### (2) レクリエーション機能からみた緑の配置方針

- ・別府八湯の整備と連携し、温泉街の緑化等の推進していくことで、さらなる利用促進に努めます。
- ・春木川、境川、朝見川の緑地や遊歩道等を整備することで緑をネットワーク化し、市街地の回遊性やレクリエーション性を高めます。
- ・街区公園等の小規模な公園については、公園の統廃合や再配置等を検討することで、現状のニーズに合う整備を目指し、レクリエーション性の向上に努めます。
- ・総合公園等の大規模な公園については、官民連携や周辺施設との一体的な整備を推進し、公園のさらなるレクリエーション性の向上に努めます。



例 実相寺中央公園のグラウンド



例 鉄輪地獄地帯公園の複合遊具

### (3) 防災機能からみた緑の配置方針

- 市街地の緑地については、緑地協定等により保全を推進するなど、土砂災害の防止等を図ります。
- 防災上で危険な老朽化した木造住宅の密集市街地等の解消を図るため、幹線道路への街路樹の植栽、接道部の生垣化等を整備し、火災の延焼防止を図るなどの安全な防災都市の確立に努めます。
- 公園等の公共空地は、避難所等として災害時の有効な防災空間となる重要な施設であることから、災害発生時の避難場所として使用する公園の確保や防災公園の整備を推進します。



例 富士見通りの街路樹



例 応急仮設住宅設置予定地の公園

### (4) 景観機能からみた緑の配置方針

- 市の遠景となる緑の山並景観を保全します。
- 沿岸部の優れた眺望を保全します。
- 郷土景観を形成する棚田等の農地の景観を保全します。
- 都市公園等を整備し、美しく潤いのある都市景観を保全します。



海から見た別府の景色



別府公園のチューリップ

## 第3章 基本方針・具体的な施策



## 第3章 基本方針・具体的な施策

第2章で定めた4つの基本方針をもとに、各施策を体系化しました。

基本方針	施策方針	施策の内容
1. 緑を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)豊かな自然との共生</li> <li>(2)基盤となる自然環境の保全</li> <li>(3)骨格となる緑の適切な管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 棚田等の農地保全活動の継続 2. 生物多様性環境の保全</li> <li>3. 風致地区や自然公園等の法による規制の指定継続</li> <li>4. 地域森林計画対象民有林の指定継続 5. 保護樹、保護地区の指定継続</li> <li>6. 課税自主権の活用による緑の活用の検討</li> <li>7. 開発行為の適正指導の継続 8. 森林整備計画に基づいた森林管理活動の継続</li> <li>9. 森林監視パトロール活動の継続 10. 海浜環境の改善</li> </ul>
2. 緑を創る	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)公園整備による緑の創出</li> <li>(2)公共施設の緑化推進による緑の創出</li> <li>(3)各種制度の活用による緑の創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11. 公園マネジメントの推進（都市公園の整備及び管理方針）</li> <li>12. 既存公園のリニューアル 13. こどもまんなか公園づくりの推進</li> <li>14. 公園施設長寿命化計画の推進 15. 公共施設の緑化</li> <li>16. 市民緑地認定制度の検討 17. 街路樹の適正な管理の方針整理</li> <li>18. 景観法に基づく届出制度の活用</li> </ul>
3. 緑を育む	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)普及啓発による緑の育成</li> <li>(2)市民参画による緑の育成</li> <li>(3)各種制度の活用による緑の育成</li> <li>(4)多様な主体との協働による緑の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>19. 緑の情報発信 20. みどりの相談所の活動充実</li> <li>21. 緑の体験学習や発表 22. 緑の教育の推進</li> <li>23. ワークショップの開催 24. ボランティアによる管理</li> <li>25. 緑に関するイベント等の開催 26. 公園愛護会の活動支援</li> <li>27. ベっぷ道路里親制度の継続 28. 姉妹都市交流の継続</li> </ul>
4. 緑を活かす	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)まちの価値を高めるための公園の活用</li> <li>(2)持続可能な社会に向けた緑の活用</li> <li>(3)農地を活用した地域の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>29. 公園ストック効果向上に向けた取組 30. 柔軟な公民連携等の推進</li> <li>31. グリーンインフラ等の整備 32. 緑のリサイクル制度の検討</li> <li>33. ゼロカーボンシティに向けた緑地整備</li> <li>34. 市民がふれあい体験できる農地の確保</li> </ul>

## 1 緑を守る施策

### (1) 豊かな自然との共生

施策番号	施策	SDGs の目標
1	棚田等の農地保全活動の継続	 11 持続可能な都市をつくる  13 気候変動に応じる  15 生物多様性を保全する

- 各種制度を活用して、棚田や農地の保全、地域交流活動等を推進します。
- 棚田等の農地の保全活動と都市住民の交流活動を推進します。
- 市街化区域内の農地については、生産緑地地区制度の活用等により、保全を図ります。

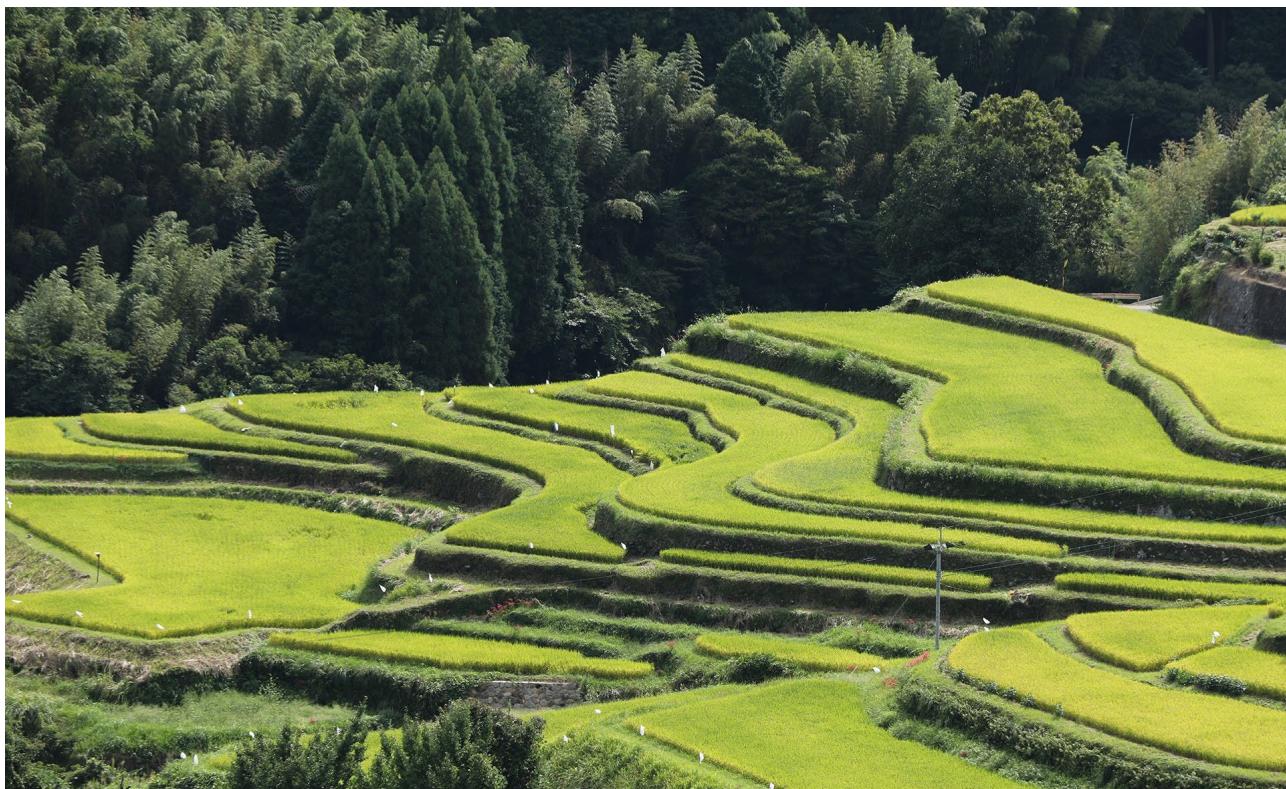


図 内成棚田の風景



つなぐ棚田遺産選定

全国から推薦いただいた  
271の棚田が  
「つなぐ棚田遺産  
~ふるさとの誇りを未来へ~」  
に選定されました。

人と自然がつくりだす  
この美しい棚田を未来へ  
つないでいきましょう。



**【つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～の選定】**

令和4年2月14日に開催された  
外部有識者から構成されるつなぐ  
棚田遺産選定委員会（第2回）に  
おいて別府市内5箇所の棚田が選  
定されました。

出典：農林水産省 HP

施策番号	施策	SDGs の目標
2	生物多様性環境の保全	13 持続可能な開発に必要な資源を保全する 14 海の豊かさを守る 15 緑の豊かさを守る

・生物環境保護地区に指定されている猪の瀬戸湿原の良好な自然環境の保全を推進します。

「猪の瀬戸湿原保全の会」の活動の充実 等

・市内の優良な自然環境や生息環境の継続的な保全を推進します。

関の江海岸では平成 25 年度にアカウミガメの産卵が行われ、地元自治会や NPO 法人をはじめ、多くの方々がウミガメの卵を大切に見守っていました。

#### 【猪の瀬戸湿原とは】

猪の瀬戸湿原は、標高約 700m の高原に形成された湿原であり、やまなみハイウェイに沿い、城島高原の西端、鶴見岳と由布岳の間の南斜面に位置しています。

ヨシやススキが広がり、サクラソウ等の貴重な植物が生育しています。

また、阿蘇くじゅう国立公園の区域に含まれており、平成 28 年 4 月には環境省によって生物多様性保全上重要な湿地に選定されました。

#### 【アオウミガメとは】

カメ目ウミガメ科のカメであり、世界の大洋に広く分布しています。体色は背面が褐色、腹面は淡黄色で、貝やカニなど海底の生き物を食べます。甲羅：70 - 100 cm 体重：70-180kg。レッドデータブック環境省カテゴリで絶滅危惧 I B 類 (EN) (近絶滅種に次いで近い将来、野生で絶滅する恐れがある種) に分類されます。



図 アオウミガメの産卵の様子



図 産卵保護の様子

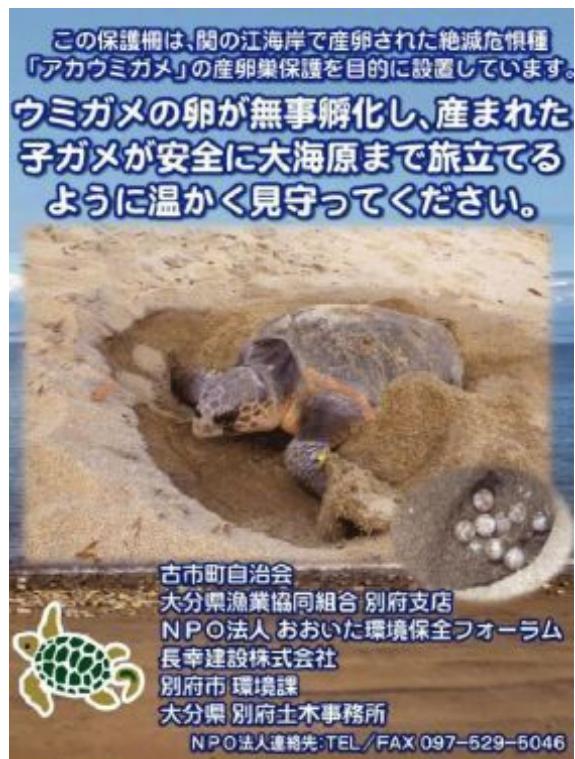


図 地元自治会等の活動

## (2) 基盤となる自然環境の保全

施策番号	施策	SDGs の目標
3	風致地区や自然公園等の法による規制の指定継続	  

法により保全をしている地域制緑地の指定を継続します。

- 風致地区指定継続面積：4,412ha
- 自然公園指定継続面積：約2,115ha
- 保安林指定継続面積：約1,941ha
- 天然記念物指定箇所数：4箇所

施策番号	施策	SDGs の目標
4	地域森林計画対象民有林の指定継続	  

地域森林計画対象民有林は、極力現状維持に努めます。

- 地域森林計画対象民有林指定継続面積：約6,424ha

施策番号	施策	SDGs の目標
5	保護樹、保護地区の指定継続	  

市内に残る優れた樹林や樹木について、県や市の・保護樹の指定を今後も継続します。

- 県特別保護樹林指定箇所数：3箇所
- 県特別保護樹木指定箇所数：3箇所
- 市保護樹指定箇所数：22箇所
- 保生物環境保護地区指定箇所数：5箇所

施策番号	施策	SDGs の目標
6	課税自主権の活用による緑の活用の検討	  

「課税自主権」とは、地方団体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税することです。

本市の緑の保全や創出を目的として、課税自主権を活用した緑地の整備や保全を検討します。

### (3) 骨格となる緑の適切な管理

施策番号	施策	SDGs の目標
7	開発行為の適正指導の継続	 

- ・都市計画法、市環境保全条例に基づいて、開発行為に対する適正な指導を行います。
- ・別府市景観条例に基づき、景観計画区域内の良好な景観の発展及び維持に努めます。
- ・区域内での緑化計画書の提出や緑化面積割合、緑地の管理移管等を定めることを検討します。

施策番号	施策	SDGs の目標
8	森林整備計画に基づいた森林管理活動の継続	  

別府市森林整備計画に基づいて、適正な森林施策の維持に努めます。

施策番号	施策	SDGs の目標
9	森林監視パトロール活動の継続	 

森林監視パトロール活動を継続し、適切な森林管理に努めます。

施策番号	施策	SDGs の目標
10	海浜環境の保全の継続	  

美しい海浜環境の創出、再生の推進によって整備された砂浜や松林等の保全を継続します。



図 別府港海岸の整備後の様子

出典：国土交通省 HP

## 2 緑を創る施策

### (1) 公園整備による緑の創出

施策番号	施策	SDGs の目標
11	公園マネジメントの推進（都市公園の整備及び管理の方針）	  

- ・都市の魅力向上に向けて、長期的視点で計画的に都市公園の整備及び管理を行います。
- ・都市計画決定した未供用の公園は、供用に向けた整備を推進します。
- ・都市公園の価値を維持向上させるために、適切な整備と管理を下記の方針に基づいて行います。
- ・都市公園を子育て支援や高齢化社会等の社会的課題に対応した公園とするために、こどもまんなか公園づくりの推進や都市公園の機能や配置の再編を、下記の方針に基づいて取り組みます。

#### 【都市公園の整備及び管理の方針／機能や配置の再編方針】

##### 方針1：公園の適正配置

狭小な公園が点在している地域は、公園の統合や廃止等を検討し健全な公園管理を目指します。また、公園が不足している地域は、新たな公園整備や既存公園の拡張等により適正な規模の公園配置を検討します。なお、公園の統廃合や新たな公園整備を行う場合は、安定的な公園運営を維持向上させる視点から、市全体の公園の面積や箇所数がみだりに増減しないような取り組みも検討します。

##### 方針2：公園愛護会やボランティア団体等の協働によるこどもの見守り体制の整備

こどもたちが安心して公園を利用するためには、行政だけでなく地域住民の方々やボランティア団体等との協働による見守りが重要です。大人の目が届きやすい環境に整えることで、不審者に気づき、安心して公園を利用できる環境づくりを推進します。

また、声掛け運動等を通して、こどもと高齢者が交流する場が形成され、公園がコミュニケーションの場となるような環境づくりを推進します。

##### 方針3：安全・安心な公園づくり

公園はこどもたちが健全な心身の発達を育む場所であり、非常に重要な役割を果たしています。公園が安心して遊べる空間とするために、公園の整備及び管理は、下記に留意し行います。

- ・防犯上の観点から見通しの悪い公園の樹木の撤去・剪定・植替え、見守りカメラの設置検討
- ・各施設に対応した安全基準に基づいた点検や維持管理を行います。（遊具の安全に関する基準 等）
- ・公園ルールの柔軟化による利用者へのサービス向上を目指します。

##### 方針4：インクルーシブデザインを取り入れた公園整備

公園は誰もが平等に利用でき、皆が一緒に楽しめることが重要です。インクルーシブデザインを取り入れた公園整備を推進することで、障がいの有無や年齢・性別等に関わらず誰もが利用できる公園整備を推進します。

##### 方針5：公園施設のバリアフリー化

公園内の移動等円滑化を実施するにあたり、高齢者等の利用にも配慮した整備を行い、誰もが利用できる都市公園を目指して、公園施設のバリアフリー化を推進します。

##### 方針6：植栽の適正管理

- ・樹木の剪定や植替えを、適切な時期・方法で行い、良好な植栽環境を維持します。
- ・定期的な点検を行うことで、樹木等に起因した事故が発生しないように努めます。

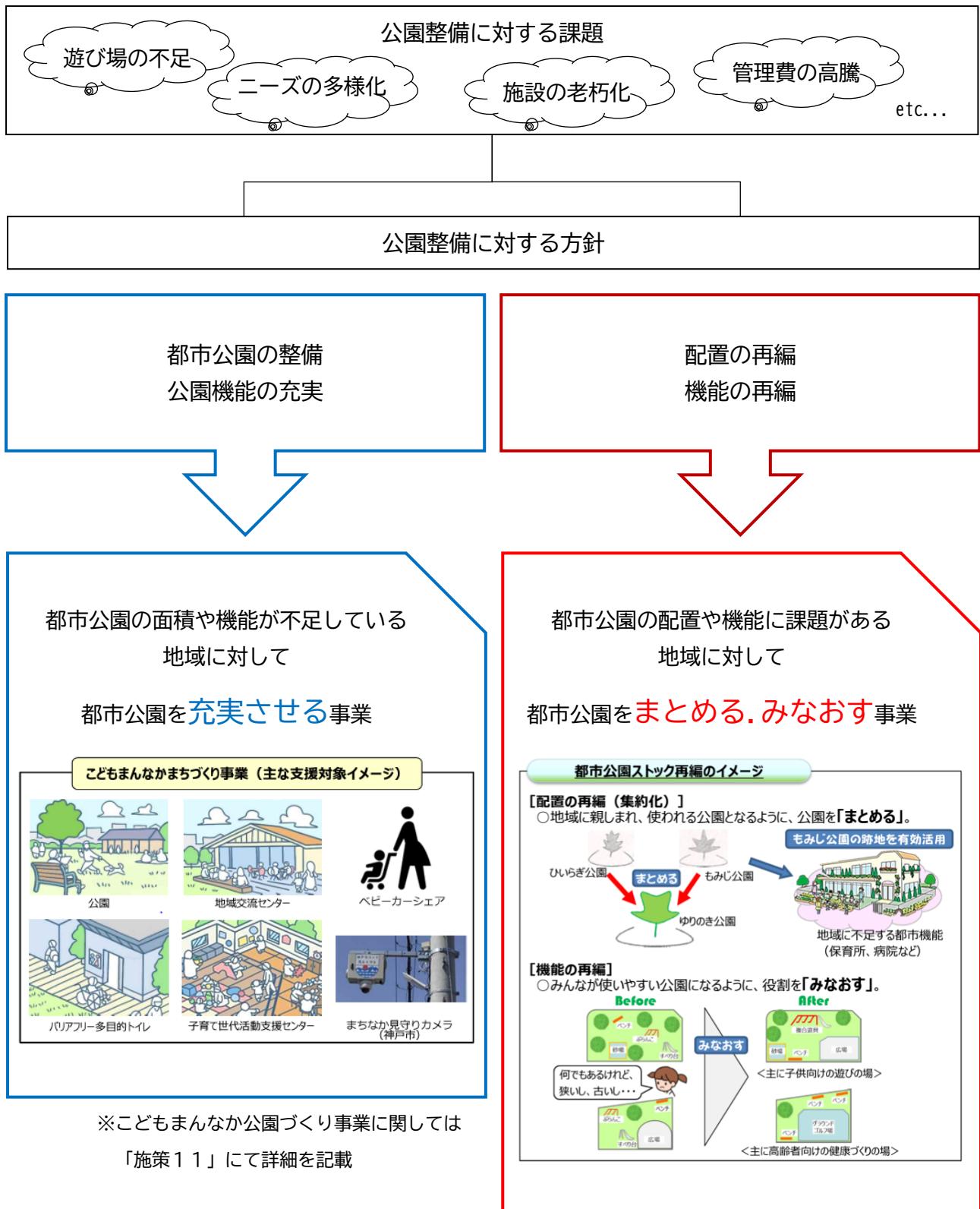


図 支援事業を活用した公園整備方針

施策番号	施策	SDGs の目標
12	既存公園のリニューアル推進	  

- ・老朽化の度合いや地域バランスに配慮し、計画的に既存公園のリニューアルを進めます。
- ・既存公園のリニューアルは、地域住民や社会のニーズに合うように実施します。
- ・リニューアルの実施においては、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン等を取り入れて公園を再生します。

施策番号	施策	SDGs の目標
13	こどもまんなか公園づくりの推進	  

- ・子どもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備を推進します。
- ・整備の計画は、ワークショップ等を行い、子どもや子育て世代の意見を反映させ策定します。
- ・こどもまんなか公園は、柔軟な利活用と安心安全の確保を基本とし、地域住民や公園関係団体と連携した運用に努めます。

施策番号	施策	SDGs の目標
14	公園施設長寿命化計画の推進	 

公園施設長寿命化計画とは、老朽化が進む公園施設に対して施設の長寿命化対策及び修繕・改築、更新等の計画を立てることで、都市公園のストックマネジメントの適正化を図るもので、本市では令和4年度に公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な維持・修繕を行っています。

現行計画では全ての公園を対象公園としているため、今後老朽化する施設に対して、安心・安全な施設の供給を図るために、対象公園の拡充を検討します。

また、公園施設長寿命化計画はライフサイクルコストの縮減を中心とした考え方であるため、既存の公園に対するニーズへの対応や公園の適正配置等に対応していくためにも、都市公園に係る各計画等との整合を図り、計画を推進します。

#### 【施策を推進していくための目標】

##### 【短期目標】

- ・定期的な健全度調査の実施
- ・現行の公園施設長寿命化計画の推進

##### 【長期目標】

- ・対象公園の拡充
- ・公園再編計画との整合

## (2) 公共施設の緑化推進による緑の創出

施策番号	施策	SDGs の目標
15	公共施設の緑化	  

学校等の公共施設においては、再整備に合わせて地域のモデルとなるような緑化を推進します。

### 【学校】

- ・地域と連携し、学校の敷地やグラウンドの緑化を推進します。
- ・環境教育の一環として、花壇の設置や学校菜園の設置を検討します。

### 【その他の公共施設】

- ・ヒートアイランド対策として、公共施設におけるグリーンカーテンの設置を推進します。
- ・駐車場や敷地外周部の緑化を推進します。

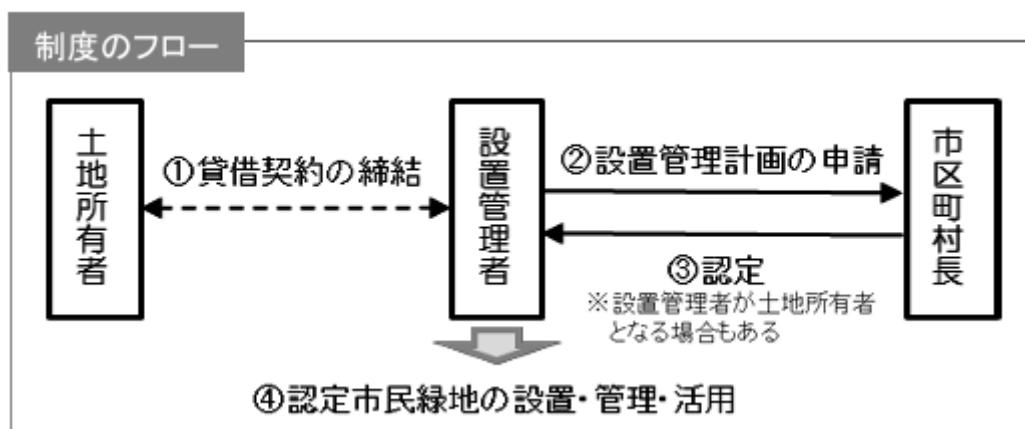
### （3）各種制度の活用による緑の創出

施策番号	施策	SDGs の目標
16	市民緑地認定制度の検討	  

緑地やオープンスペースが不足している地域においては、民有地の緑化や残された緑地の保全を図るとともに、住民の利用に供する緑地を整備するため、市民緑地認定制度の活用を検討します。

## 【市民緑地認定制度の概要】

民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。



## 図 市民緑地認定制度のフロー図

出典：国土交通省 HP

施策番号	施策	SDGs の目標
17	街路樹の適正な管理の方針整理	 

街路樹はまちの景観や緑のネットワークを形成する上で重要な要素ですが、近年では植栽から年数が経過し大きく生長した街路樹を管理しきれず、通行の妨げや維持管理に係るコスト増大などが問題となっています。街路樹の剪定時期や植え替え時期については計画的に行い、健全な樹木の管理を推進します。

- ・良好な景観を有し、市民の利用も多い路線については「シンボルロード」として位置づけ、景観の更なる向上を図ります。
  - ・街路樹の適正な剪定・伐採・植替え等を行い、道路空間を安全に努めます。
  - ・街路樹管理計画を策定し、樹種や沿道土地利用に応じた適切な管理を検討します。

施策番号	施策	SDGs の目標
18	景観法に基づく届出制度の活用	11 持続可能な都市を建設する 14 生物多様性を保全する 15 綿密な取組を実現する

緑のやまなみや高原、市街地周辺の斜面緑地、緩斜面上の市街地、湾奥の海岸線などの地形条件が本市の景観の基盤となり、自然環境の豊かさを感じさせる重要な役割を担っています。湯のまち別府の景観の基礎として、これらの風景を守り・育て・直し、創る象徴的な本市の景観づくりを進めます。

また、別府市景観計画においての取組と連携した自然景観の保全に努めます。



### 山岳・丘陵地

- 景観の背景となる遠景の山々の緑及び市街地周辺の斜面緑地の保全
- 由布川渓谷、神楽女湖などの景勝地や名勝周辺の森林の保全
- 扇山の野焼きや鶴見岳の冠雪など時間軸を考慮し、四季を通したやまなみ景観の形成

### 海岸・河川

- 海岸保全機能の整備を進める中、景観に配慮した整備と自然海岸における美しい水辺景観の形成
- 河川緑地の連続性確保と公園や寺社林など関連する緑との一体化又はネットワーク化による河川の景観づくり
- 貴重な水辺空間として自然を活かした親水空間の創出による海岸・河川景観づくり



### 田園

- 棚田等の保全活用による次世代に残すことができる田園景観づくり
- 田園風景や里山風景を保全しつつ、良好な集落環境の形成



図 別府市景観計画における自然景観の概要

### 3 緑を育む施策

#### (1) 普及啓発による緑の育成

施策番号	施策	SDGs の目標
19	緑の情報発信	 

- 市のホームページや市報を活用して、緑に関する情報発信を行います。
- 他の情報サイトとも連携し、緑に関する総合情報サイトとして機能するような仕組みを検討します。

### 公園整備と計画

2023年12月26日更新

各計画

- [別府市緑の基本計画](#)
- [社会資本総合整備計画](#)

公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した公園整備

- [公募設置管理制度（Park-PFI）について（国交省HP）](#)
- [春木川公園車側エリア広場づくりワークショップ](#)
- [上人ヶ原公園整備運営事業](#)
- [春木川公園整備運営事業](#)

アーバンスポーツ

- [上人ヶ原公園（ストリートバスケットボール、スケートボード）](#)

公園整備・改修

- 北石垣公園遊具広場改修
  - [北石垣公園遊具広場改修に伴う遊具の公募（終了）](#)
  - [北石垣公園遊具アンケート調査結果](#)
  - [令和5年度 北石垣公園遊具改修工事のお知らせ](#)
- [鈴ヶ原公園リニューアル](#)

図 公園整備と計画に関する情報発信

施策番号	施策	SDGs の目標
20	みどりの相談所の活動充実	 

南立石公園で行われている緑化に関する相談会や園芸教室などの継続と充実を図ります。



図 南立石公園の緑の相談所

施策番号	施策	SDGs の目標
21	緑の体験学習や発表	

学校の授業を活用して、植物観察や身近な生き物調査などの体験学習を推進するとともに、学習結果を発表する場の提供を行うなど、こどもたちと緑を結びつける取り組みの充実を図ります。



図 緑の体験学習の様子

施策番号	施策	SDGs の目標
22	緑の教育の推進	

緑の基本計画の子ども版を作成するなど、こどもたちへの緑の啓発活動を推進します。

**こども版 別府市みどりの基本計画** 計画期間 2024年 ➔ 2043年



計画の  
テーマ

**海と山、緑おりなす、湯ったり別府**



**01** 緑を守ろう

山や海、畑などの豊かな自然を守ります。



自然環境を守る

**02** 緑をつくろう

公園やまちのなかの緑をつくります。



遊びの場

**03** 緑を育てよう

みんなで緑について考え、緑を育てます。



みどりの体験学習で学ぼう

**04** 緑を使おう

公園やまちの緑を使いやすくします。



まちなかの緑を大切にしよう

**まちのなかの緑はこんな役割があるよ**



災害などから守る



景色が良くなる

**みんなで取り組もう！みどりの活動**



図 緑の基本計画子ども版イメージ

## (2) 市民参画による緑の育成

施策番号	施策	SDGs の目標
23	ワークショップの開催	  

公園整備や道路緑化等に際しては、ワークショップ形式による検討を行います。



図 ワークショップ形式による委員会の様子

施策番号	施策	SDGs の目標
24	ボランティアによる管理	  

市民が自ら公園づくりや管理に参画できるような仕組みの導入を検討します。

表 市内のNPO法人一覧

活動分野	NPO法人名	法人認証年月日
まちづくり	鉄輪湯けむり俱楽部	平成14年12月11日
	ハットウ・オンパク	平成16年4月1日
	別府八湯トラスト	平成16年8月19日
	鉄輪あすなろ会（旧名称：鉄輪温泉共栄会）	平成20年6月6日
	べっぷ未来塾	平成20年6月6日
	別府温泉地球博物館（旧名称：別府温泉地球博物館事業研究会）	平成23年12月5日
	別府八湯温泉道名人会	平成26年7月23日
	べっぷドッグラン協会	平成26年12月5日
	ヒッポポタムス	平成28年3月25日
	大分県観光連絡会	令和4年6月16日
環境保全	環境コスモス研究機構	平成13年2月2日
	別府もみじ谷トラスト機構	平成18年7月31日
	九州環境保全連合会 SUN WISE 大分	平成18年10月16日
	猪の瀬戸湿原保全の会	平成23年4月13日
	別府天間草原自然保護推進協議会	平成24年11月22日
	CATS LIFE SAVER	令和2年9月25日

施策番号	施策	SDGs の目標
25	緑に関するイベント等の開催	 

- ・扇山の火まつりのような催しを継続的に開催します。
- ・また、温泉まつり等のイベント開催にあたって、緑のまちづくりのきっかけとなるような催し（緑のフリーマーケットや植木市等）を盛り込むことを目指します。



図 扇山の火まつりの様子



図 ベっぷ火の海まつりの花火の様子

#### 【扇山の火まつりとは】

扇山の火まつりとは、冬の間に休んでいた温泉の神様たちに春の訪れを知らせることを目的として野焼きを実施したことが始まりとされています。

野焼きは草原から森林への変遷の最初の段階である低木の生長を抑えたり、草原の害虫が駆除されたりなどといった効果が期待されます。



図 扇山の火まつりのイベント告知

施策番号	施策	SDGs の目標
26	公園愛護会の活動支援	  

公園愛護会の活動の充実を図ります。

### (3) 各種制度の活用による緑の育成

施策番号	施策	SDGs の目標
27	べっぷ道路里親制度の継続	  

べっぷ道路里親制度とは、市民の皆さんや団体、事業所などが道路の里親となり、身近な道路を養子とみなして清掃などの美化活動を通じ、面倒をみていただく制度です。

この活動を継続し、環境美化に対する市民意識の高揚や、市民と市が一体となった道路の環境美化活動を推進します。

## (4) 多様な主体との協働による緑の育成

施策番号	施策	SDGs の目標
28	姉妹都市交流の継続	 

姉妹都市における緑の施策の紹介や定期的な緑の情報交換などを行います。

表 姉妹都市締結をしている都市一覧

姉妹都市名	姉妹都市締結年月日
熱海市（静岡県）	昭和41年8月5日
木浦市（大韓民国）	昭和59年10月1日
ボーモント市（アメリカ合衆国）	昭和60年5月20日
烟台市（中華人民共和国）	昭和60年7月26日
ロトルア市（ニュージーランド）	昭和62年7月10日
バース市（イギリス）	平成6年10月31日
済州市（大韓民国）	2023年1月17日～ 2033年1月16日までの10年間

## 4 緑を活かす施策

### (1) まちの価値を高めるための公園の活用

施策番号	施策	SDGs の目標
29	公園ストック効果向上に向けた取組	3 すべての人に 健康と福祉を 11 持続可能な 都市と 人間開発 12 つくる責任 つかう責任

本市には大小合わせて 177 箇所の公園あります。供用が開始されてから 30 年以上経過した公園は 6 割以上を占めており、施設の老朽化が大きな課題となっています。また、これらの公園は整備された当初から機能や配置は大きく変わっておらず、現代のニーズに合わせた公園整備が求められています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は 2040 年には 10 万人を下回ると予想されており、若い世代の人口増加や子育て・教育環境の向上、他地域からの転入促進等が求められています。

一方で本市の財政は楽観できる状況ではなく、限られた財政状況のなかで維持管理をしていくためにも、効率的な公園の維持管理が求められています。

これらの課題に対して対応していくためには選択と集中による効果的な維持管理が重要であり、人口減少や施設の老朽化に伴って、公園等の長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくためにも、パークマネジメント計画や公園ストック再編計画等を策定し、適正配置や用途変更に伴う効率的な利活用を検討します。

#### 【配置の再編（集約化）】

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



#### 【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



図 公園ストックの再編のイメージ

出典：国土交通省 都市公園の再編・集約化の促進

#### 【施策を推進していくための目標】

##### 【短期目標】

- ・市民ニーズ調査、公園ポテンシャル調査
- ・地域住民とのワークショップや意見交換会の実施
- ・公園ストック再編計画の策定

##### 【長期目標】

- ・都市公園の有効的な利活用の実施

施策番号	施策	SDGs の目標
30	柔軟な公民連携等の推進	11 持続可能な都市をつくる 12 つくる責任つくる権利 17 パートナーシップで目標を達成しよう

様々な事業手法を検討し、柔軟な公民連携等推進を図ります。具体的には公募設置管理制度（Park-PFI）や都市公園リノベーション協定制度等の民間活力の導入を検討することで、公園の維持管理の負担を軽減し、効果的・効率的な公園整備の促進を図ります。

#### 【公募設置管理制度（Park-PFI）とは】

公募設置管理制度（Park-PFI）とは平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた制度のことです。

飲食店、売店等の公園利用者の利便性向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定し、整備・管理することができます。

従来の行政主体の公園整備に比べ、行政の費用負担の縮減や公園の利便性・魅力の向上、事業者の投資促進等のメリットがあるため、都市公園の質を向上させることができます。

#### 【都市公園リノベーション協定制度とは】

都市公園リノベーション協定制度とは、まちなかウォーカブル区域内で認められる特例措置のメニューの一つであり、官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に向けたまちづくりに取り組む一環として、まちなかウォーカブル区域内の都市公園に飲食店、売店等の整備を行う場合において、都市公園法の特例を付与するものです。



図 公募設置管理制度（Park-PFI）による鉄輪地獄地帯公園の整備（グランピング施設の整備）

## (2) 持続可能な社会に向けた緑の活用

施策番号	施策	SDGs の目標
31	グリーンインフラ等の整備	  

国土交通省では令和5年度に「グリーンインフラ推進戦略2023」を公表しており、社会资本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組を推進しています。本市でもグリーンインフラを活用した自然災害の激甚化、頻発化への対応を検討します。

施策番号	施策	SDGs の目標
32	緑のリサイクル制度の検討	  

- ・樹木の提供元と受け取り先それぞれの情報をストックし、依頼があった時に紹介できる体制を整備します。
- ・中長期的には、NPOや造園業者等とも連携し、樹木の保管場所（ストックヤード）や運搬手段まで含めた、リサイクル体制の構築を目指します。

施策番号	施策	SDGs の目標
33	ゼロカーボンシティに向けた緑地整備	  

別府市地球温暖化対策実行計画に基づき、緑の保全及び緑化の推進を図ります。

### ○ 市の取り組み

森林整備計画に基づく計画的な森林施業により森林整備を実施します。  
市民の樹木の植樹などの緑化活動を支援し、森林保護・緑化思想の啓発を図ります。  
公共施設の緑の保護を推進するよう努めます。  
都市公園の緑化を推進します。

### ○ 市民の取り組み

樹木の植樹などの緑化活動に参加・協力します。  
家庭や地域での緑化活動に参加します。

### ○ 事業者の取り組み

間伐材活用製品を積極的に利用します。  
樹木の植樹などの緑化活動に参加・協力します。  
壁面緑化など、事業所敷地内における緑化活動を推進します。

### (3) 農地を活用した地域の連携

施策番号	施策	SDGs の目標
34	市民がふれあい体験できる農地の確保	

農業協同組合や農業者との連携のもとに、市民が農業にふれあい、体験できる農地の確保に努めます。

■市民農園の整備実績：1カ所

利用対象者	別府市民（別府市在住）
区画面積	1区画 20 m <sup>2</sup> (4m×5m)
使用料	年間 6,000 円
区画数	128区画



図 別府市ふれあい農園

## 第4章 区域区分別の計画





# 第4章 区域区別の計画

区域区分の設定にあたっては、本市の都市構造を勘案し、市街化区域と市街化区域以外で整理します。

## 1 市街化区域の計画

### (1) 緑の現況

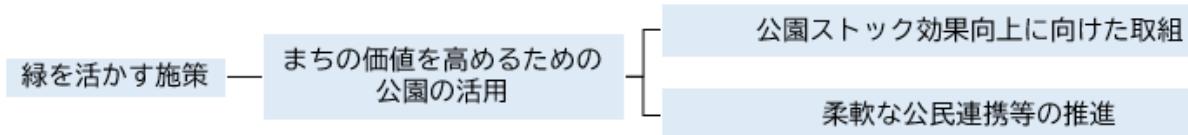
市街化区域では、都市公園や道路などの公共施設が主要な緑となっています。また、代表的温泉地の別府八湯や別府国際観光港などの緑も重要な拠点となっており、今後も観光地との連携やオープンスペースを活用した緑化が重要となります。

### (2) 緑の主な施策

表 公園の現況量

公園種別	箇所	公園面積(ha)
街区公園	17	5.06
近隣公園	8	8.45
地区公園	1	6.38
総合公園	2	38.08
運動公園	1	15.75
特殊公園	1	8.33
緑道	2	2.31
開発	109	4.71
その他	8	2.37
チビッコ広場	24	2.53

緑を創る施策 — 公園整備による緑の創出 — 公園施設長寿命化計画の推進



## 2 市街化区域以外の計画

### (1) 緑の現況

本市の骨格となる鶴見岳や大平山（扇山）などの豊かな自然環境に加え、景観性にも優れた棚田を複数有しています。

これらの優れた緑を適正に管理していくために、各種法規制による開発の制限や地域住民との協働管理が重要となります。

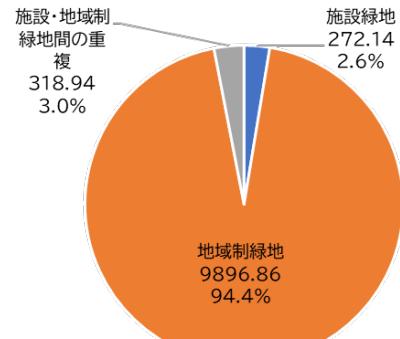


図 緑地の現況量

### (2) 緑の主な施策



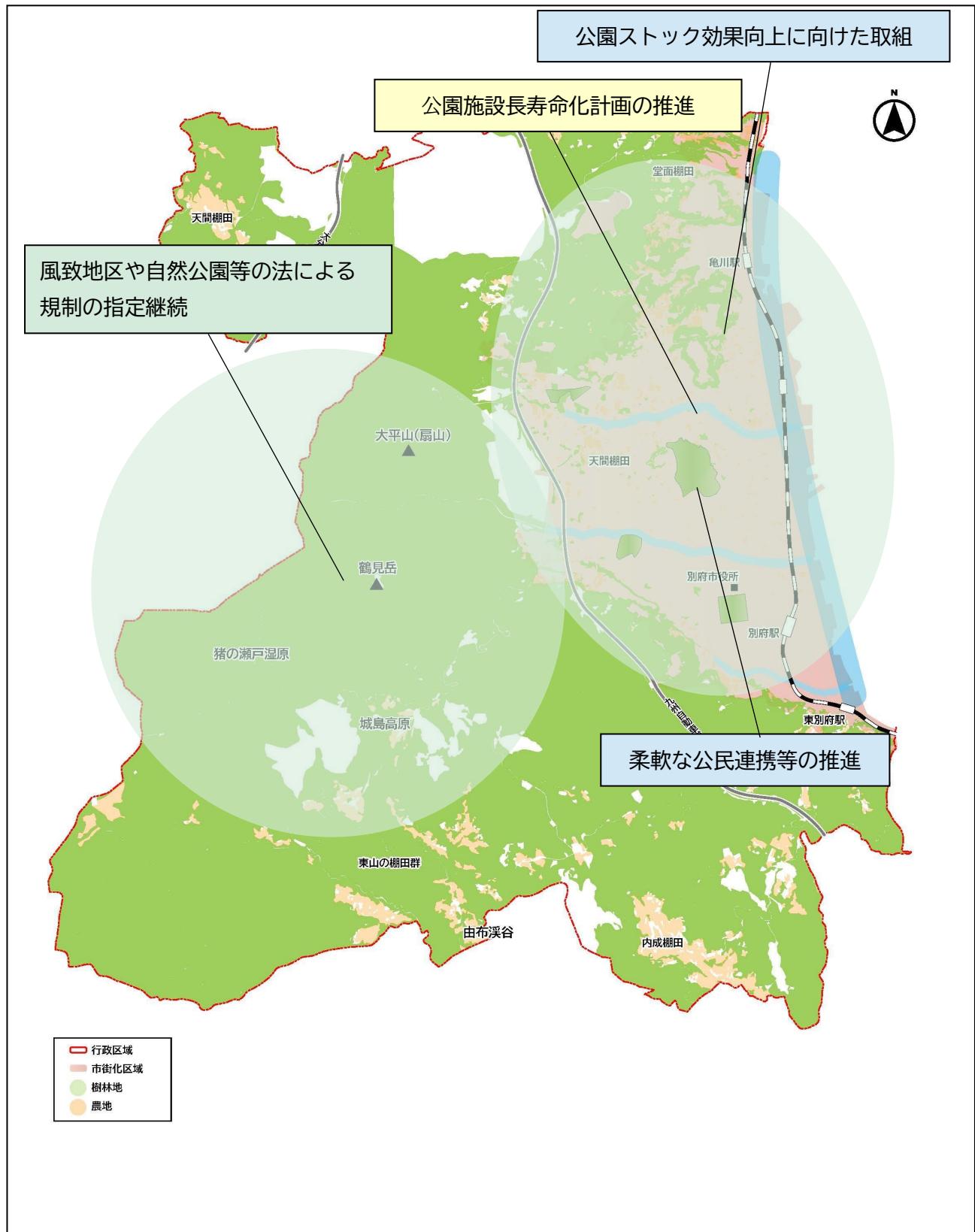


図 緑の主な施策について



## 第5章 計画の推進



# 第5章 計画の推進

## 1 計画における各主体の役割

計画における各主体の役割について以下に示します。

### (1) 市の役割

骨格となる緑や法により保全をしている緑については、市民・市民関連団体・民間企業と協力をしながら施策を実施します。また、各主体の緑に関する活動を市が積極的に支援することで、取組みの促進を図ります。



### (2) 事業者の役割

事業者は、敷地内における緑の保全や創出、地域の緑の維持保全活動への参加などの役割が求められます。また、企業の持つノウハウや人材、資金を導入した緑豊かなまちづくりへの積極的な参加が求められています。

### (3) 市民の役割

緑豊かなまちづくりには、市民が中心的な役割を担っています。身近な緑の維持管理活動やイベントへの参加などを通じて、緑に対する関心や理解を深めていくことが大切です。



### (4) 市民団体の役割

市民ボランティア団体やNPO法人などの活動団体は、市と連携して緑の維持保全活動を行うとともに、市民参加活動を通じて、緑に対する関心や理解の向上を図ります。また、緑の維持保全活動参加にしたいと考える市民を増やしていくために、市と連携した積極的な情報発信や緑の魅力をアピールしていくことが重要です。

## 參考資料

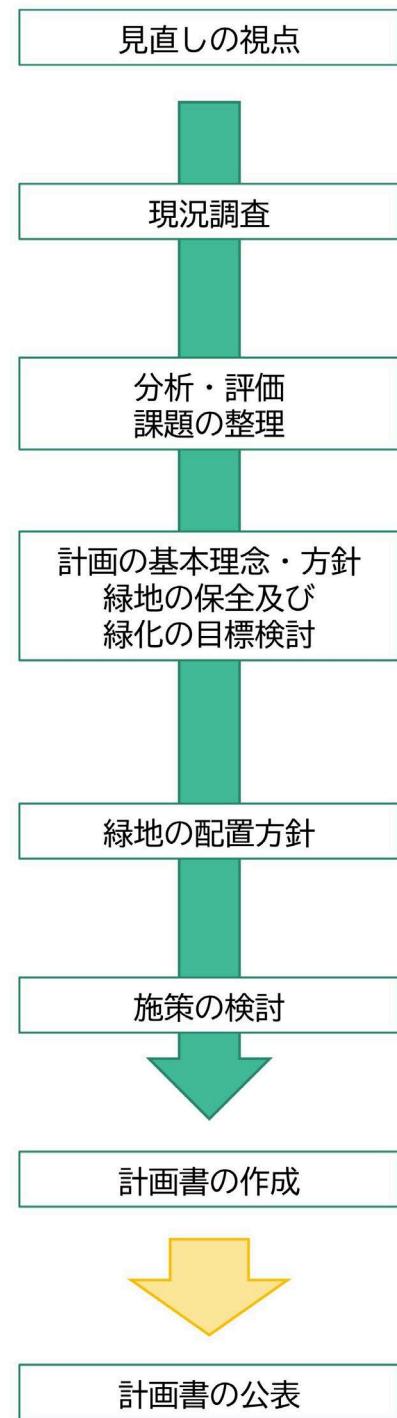




## 參考資料

## 1 計画策定の経緯

### （1）計画策定のフロー



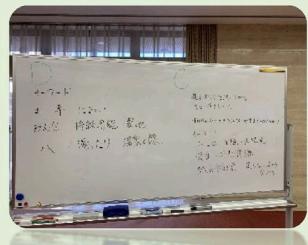
## 第1回策定委員会

- ・緑の基本計画改定の趣旨
  - ・別府市の緑の現況把握
  - ・公園緑地等の課題 等



## 第2回策定委員会（ワークショップ形式）

- ・計画の基本理念・方針
  - ・緑の将来像について
  - ・施策に関するご意見



### 第3回策定委員会（個別分科会）

- #### ・別府市緑の基本計画（素案）に対するご意見

## 第4回策定委員会

- ・パブリックコメントの結果について
  - ・計画書全体に対するご意見



## (2) 第2期別府市緑の基本計画策定委員会 設置要綱

### 第2期別府市緑の基本計画策定委員会設置要綱

制定 令和5年5月9日

別府市告示第224号

#### (設置)

第1条 この要綱は、別府市における都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を改定するため、別府市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 緑の基本計画の基本方針に関する事項
- (2) 緑の基本計画の内容に関する事項
- (3) その他緑の基本計画の改定に関し必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民又は団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、緑の基本計画の改定の日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときには、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは助言を求め、又は関係者から資料を提出させることができる。

## (会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に諮って公開しないことができる。

- (1) 会議を公開することにより、法人その他の団体又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容を議論する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円満な議論等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想される場合

## (検討委員会の設置)

第8条 緑の基本計画の改定に当たり、調査、研究、問題提起、企画立案作業等を行うため、別に検討委員会を設置する。

## (庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

## (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附則

## (施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

## (有効期限)

2 この要綱は、緑の基本計画の改定の日限り、その効力を失う。

## (3) 第2期別府市緑の基本計画策定委員会 委員名簿

第2期別府市緑の基本計画策定委員会 委員名簿			
委員数 17名(20名以内)			
分 野	氏 名	ふりがな	備 考
学識経験者			
造 園	久保田 家且	くぼた いえかつ	西日本短期大学 客員教授
歴 史	飯沼 賢司	いいぬま けんじ	別府大学 特任教授
都 市 経 営	久保 隆行	くぼ たかゆき	立命館アジア太平洋大学 サステイナビリティ観光学部 副学部長
市議会			
市 議 会	小野 正明	おの まさあき	観光建設水道委員会
関係団体			
商 工	倉原 浩志	くらはら ひろし	別府商工会議所 専務理事
観 光	伊藤 慶典	いとう けいすけ	一般社団法人 別府市観光協会 専務理事
公 園 管 理	加納 基晴	かのう もとはる	一般社団法人 別府市緑化協会 会長
農 業	久保 賢一	くぼ けんいち	別府市農業委員会 会長
緑化ボランティア	二村 沢行	ふたむら さわゆき	NPO法人 アイアブグリーン大分 理事長
福祉 (子育て・高齢者)	松永 忠	まつなが ただし	社会福祉法人 別府光の園 統括施設長
	板井 恵子	いたい けいこ	別府市民生委員児童委員協議会 副会長
景 觀	中西 章敦	なかにし あきのぶ	一般財団法人 日本造園修景協会 大分県支部
市民の代表者			
自 治 会	大平 順治	おおひら じゅんじ	別府市自治委員会 会長
一 般 市 民	後藤 洋司	ごとう ようじ	公募
一 般 市 民	原田 真美	はらだ まみ	公募
一 般 市 民	森田 幸枝	もりた ゆきえ	公募
関係行政機関			
大 分 県	藤内 修一	とうない しゅういち	大分県土木建築部 公園・生活排水課 課長

## 2 アンケート結果

### ■令和5年度 公園アンケート (一部抜粋)

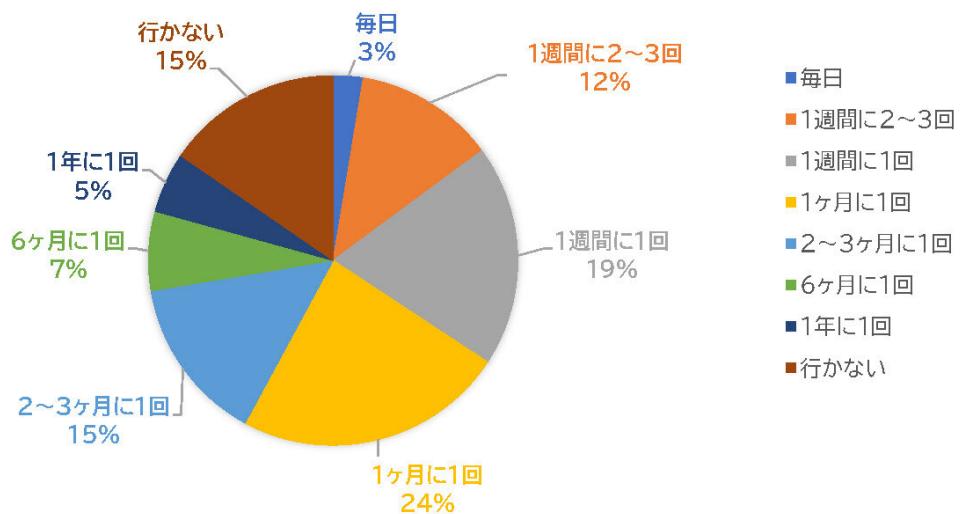
#### 1. どのくらいの頻度で公園に行きますか？

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
毎日	193	61	95	33	1	3		
1週間に2~3回	906	553	268	49	15	21		
1週間に1回	1428	1008	307	78	14	21		
1ヶ月に1回	1743	982	486	204	51	20		
2~3ヶ月に1回	1065	411	374	217	49	14		
6ヶ月に1回	512	142	184	157	28	1		
1年に1回	390	86	155	122	21	6		
行かない	1138	72	424	588	51	3		
計	7375	3315	2293	1448	230	89	0	0

※小学生は令和4年度に取得したデータで計上

※回答は中学生～一般を対象

#### 1. どのくらいの頻度で公園に行きますか？

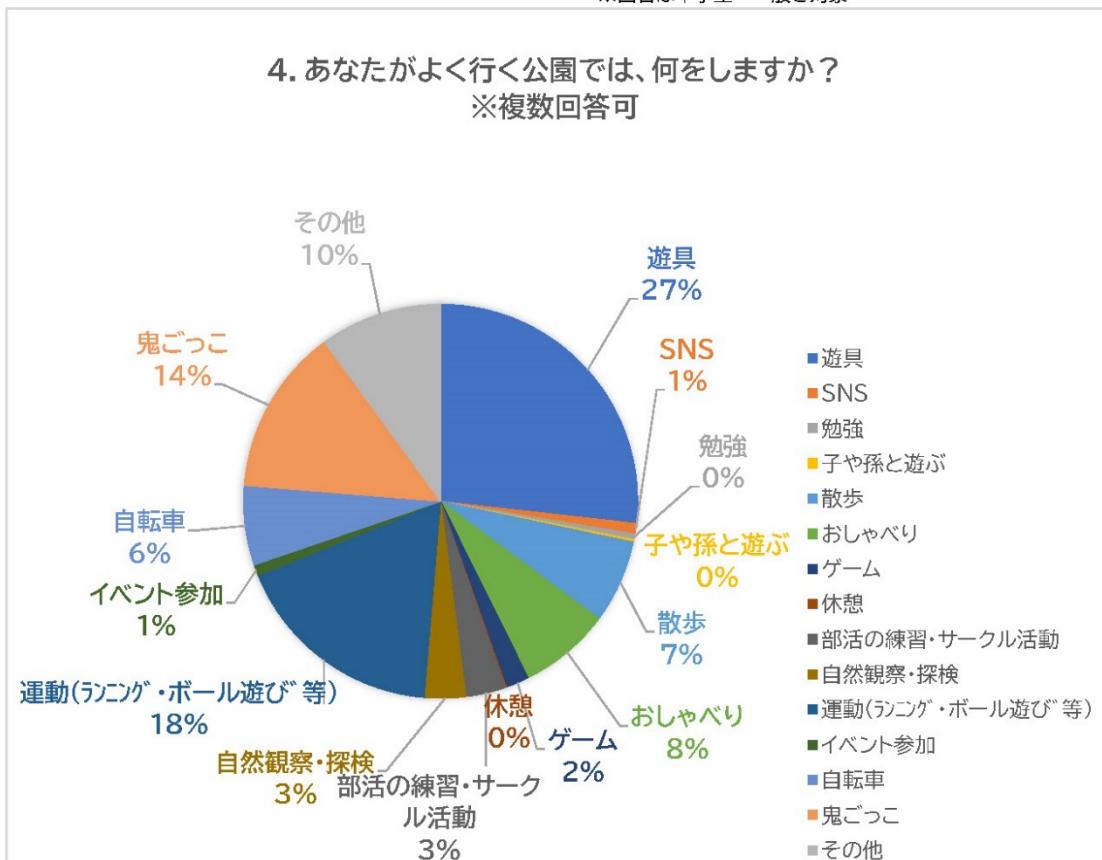


## 4. あなたがよく行く公園では、何をしますか？ ※複数回答可

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
遊具	4572	3997	575					
SNS	145			127	16	2		
勉強	79		47	18	14			
子や孫と遊ぶ	38					38		
散歩	1165		533	458	123	51		
おしゃべり	1283		730	458	88	7		
ゲーム	327		262	62	3			
休憩	17					17		
部活の練習・サークル活動	557		426	111	20			
自然観察・探検	580	553				27		
運動(ランニング・ボール遊び等)	2990	2120	849			21		
イベント参加	153			121	11	21		
鬼ごっこ	2340	2340						
その他	1710	1214	250	207	33	6		
自転車	1112	1112						
計	17068	11336	3672	1562	308	190	0	0

※小学生は令和4年度に取得したデータで計上

※回答は中学生～一般を対象

4. あなたがよく行く公園では、何をしますか？  
※複数回答可

## 7. あなたがよく行く公園は、どんな公園になって欲しいと思いますか？

公園にあまり行かない人はどんな公園があったら行きたいですか？

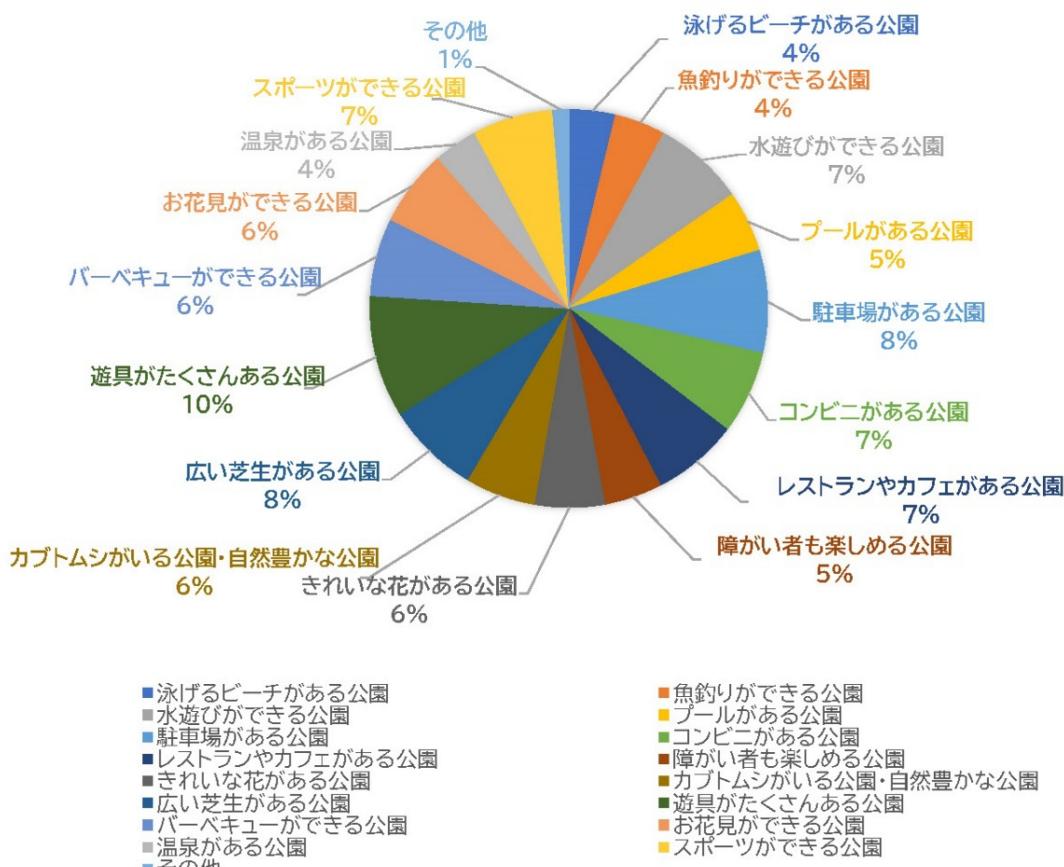
※複数回答可

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
泳げるビーチがある公園	1660	601	503	289	75	12	81	99
魚釣りができる公園	1806	736	532	274	27	11	87	139
水遊びができる公園	3255	1207	752	404	61	29	403	399
プールがある公園	2170	912	637	317	37	13	123	131
駐車場がある公園	3664	1455	644	351	54	43	494	623
コンビニがある公園	2964	743	1180	616	71	20	159	175
レストランやカフェがある公園	3078	844	916	676	141	40	217	244
障がい者も楽しめる公園	2064	667	696	336	41	27	116	181
きれいな花がある公園	2495	692	635	496	104	37	253	278
カブトムシがいる公園・自然豊かな公園	2515	443	814	512	120	49	257	320
広い芝生がある公園	3333	928	1023	566	98	40	311	367
遊具がたくさんある公園	4331	1654	1127	526	37	37	457	493
バーベキューができる公園	2782	910	696	560	105	33	193	285
お花見ができる公園	2745	797	672	566	95	38	280	297
温泉がある公園	1560	641	415	234	53	24	87	106
スポーツができる公園	2858		1375	828	101	35	178	341
その他	573	221	202	56	5	8	30	51
計	43853	13451	12819	7607	1225	496	3726	4529

## 7. あなたがよく行く公園はどんな公園になって欲しいと思いますか？

公園にあまり行かない人はどんな公園があったら行きたいですか？

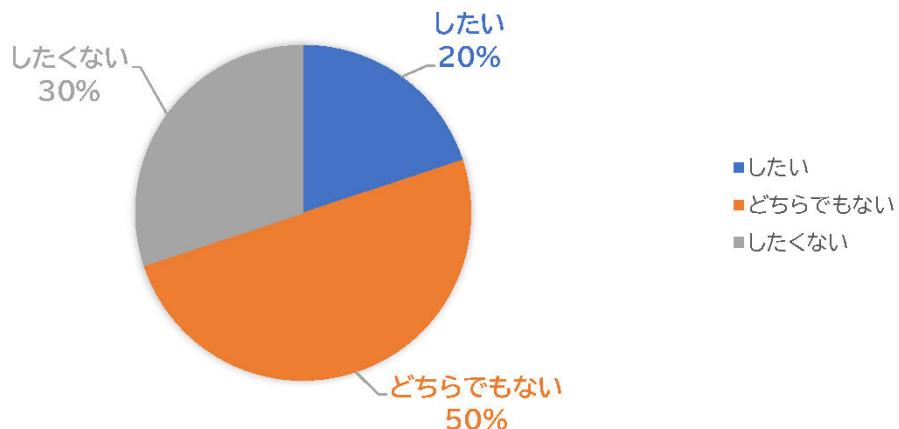
※複数回答可



## 8. 家の近くの公園で野菜や花などのお世話をしたいですか？

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者(未就学)	保護者(児童)
したい	1585	706	220	141	55	24	235	204
どちらでもない	3972	1123	1271	752	87	44	299	396
したくない	2393	728	752	518	77	19	122	177
計	7950	2557	2243	1411	219	87	656	777

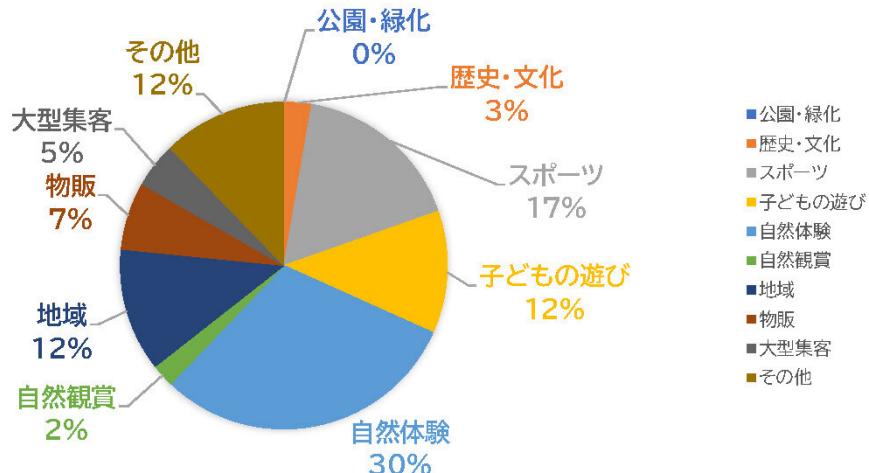
## 8. 家の近くの公園で野菜や花などのお世話をしたいですか？



## 9. 公園でどのようなイベントがあれば参加したいですか？

	合計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		公園・緑化	歴史・文化	スポーツ	子どもの遊び	自然体験	自然観賞	地域	物販	大型集客	その他
小学生	1918	3	61	289	294	509	24	261	124	83	270
中学生	1518	1	32	340	143	459	25	220	60	50	188
高校生	917	0	29	159	70	288	31	108	73	68	91
大学等	174	0	10	35	7	48	6	15	23	18	12
一般	76	0	1	12	6	27	5	3	7	3	12
保護者(未就学)	503	0	10	60	62	188	16	41	52	12	62
保護者(児童)	624	1	8	73	112	225	23	49	45	22	66
計	5730	5	151	968	694	1744	130	697	384	256	701

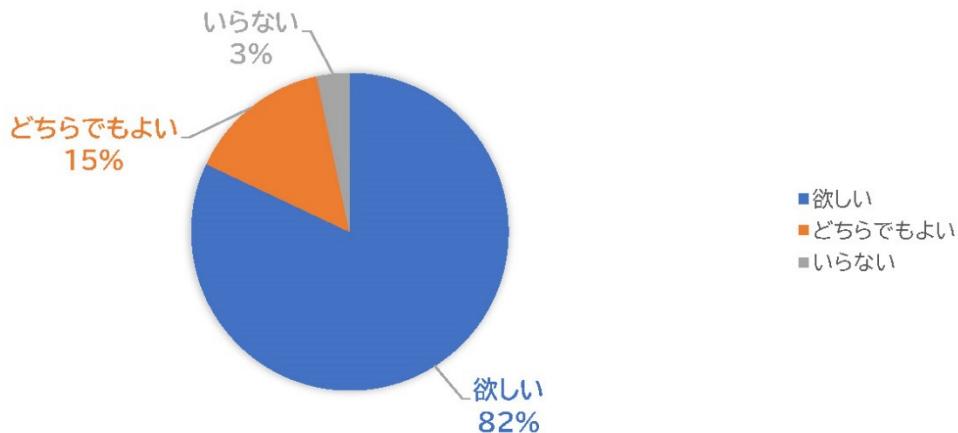
## 9. 公園でどのようなイベントがあれば参加したいですか？



## 10. 雨の日でも建物の中で遊べるような施設はどう思いますか？

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
欲しい	6477	2230	1667	1070	167	65	620	658
どちらでもよい	1155	244	469	267	41	13	26	95
いらない	263	72	77	58	11	10	10	25
計	7895	2546	2213	1395	219	88	656	778

## 10. 雨の日でも建物の中で遊べるような施設はどう思いますか？

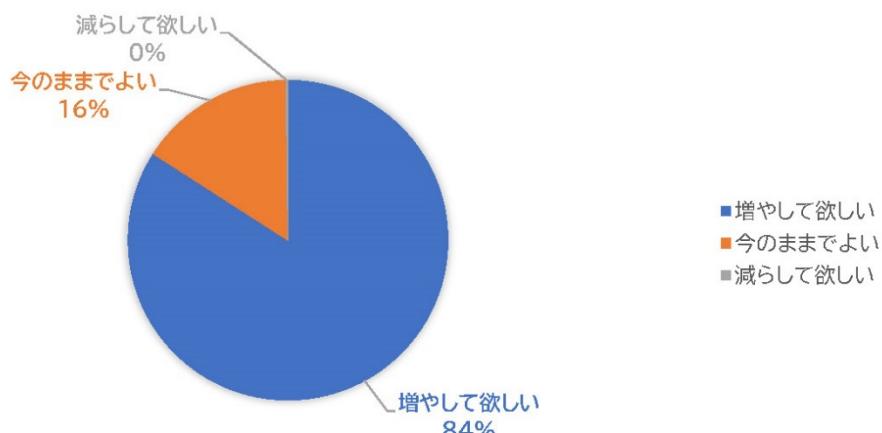


## 11. 子どもの遊び場を中心とした公園はどう思いますか？

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
増やして欲しい	1205	0	0	0	0	0	571	634
今のままでよい	225	0	0	0	0	0	81	144
減らして欲しい	3	0	0	0	0	0	1	2
計	1433	0	0	0	0	0	653	780

※回答は保護者対象

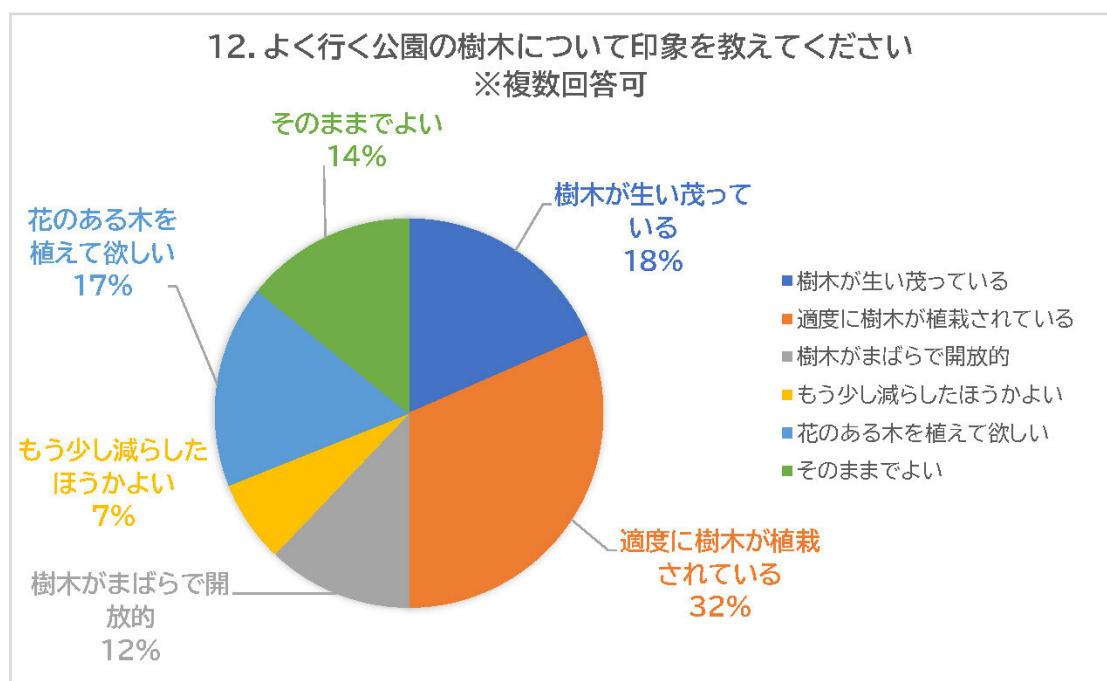
## 11. 子どもの遊び場を中心とした公園はどう思いますか？



## 12. よく行く公園の樹木について印象を教えてください ※複数回答可

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
樹木が生い茂っている	1079		369	323	53	23	145	166
適度に樹木が植栽されている	1842		580	522	97	50	292	301
樹木がまばらで開放的	707		294	218	46	9	57	83
もう少し減らしたほうがよい	400		191	84	8	3	58	56
花のある木を植えて欲しい	985		410	257	55	18	116	129
そのままでよい	829		0	405	41	25	151	207
計	5842	0	1844	1809	300	128	819	942

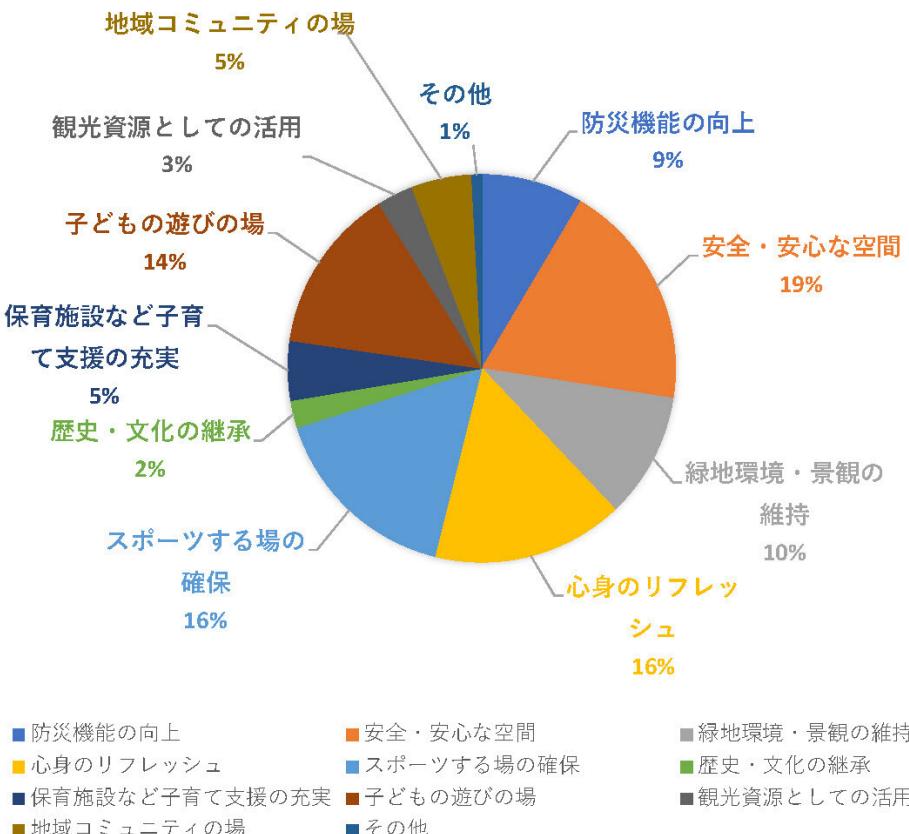
※回答は中学生～保護者対象



## 13. あなたは公園に何を求めるですか？ ※複数回答可

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
防災機能の向上	1409		614	375	34	35	145	206
安全・安心な空間	3133		1255	713	93	59	452	561
緑地環境・景観の維持	1732		624	463	111	51	224	259
心身のリフレッシュ	2637		850	760	178	62	358	429
スポーツする場の確保	2672		1308	754	88	28	180	314
歴史・文化の継承	379		209	99	18	10	18	25
保育施設など子育て支援の充実	817		236	192	17	26	216	130
子どもの遊びの場	2287		669	523	50	55	482	508
観光資源としての活用	497		208	169	41	23	27	29
地域コミュニティの場	835		209	236	68	37	142	143
その他	136		93	12	2	1	11	17
計	16534	0	6275	4296	700	387	2255	2621

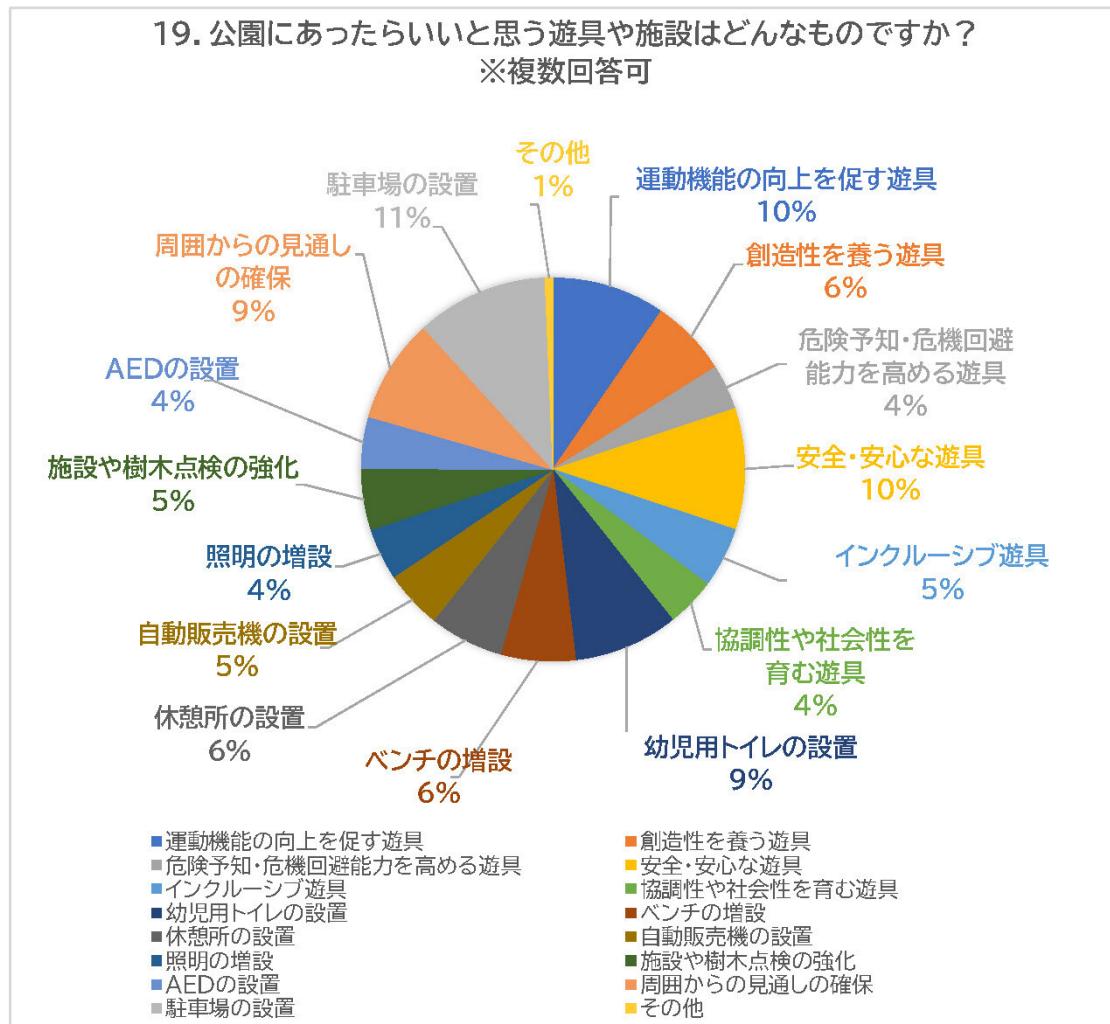
※回答は中学生～保護者対象

13. あなたは公園に何を求めるですか？  
※複数回答可

## 19. 公園にあったらいいと思う遊具や施設はどんなものですか？複数回答可。

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
運動機能の向上を促す遊具	927						392	535
創造性を養う遊具	631						285	346
危険予知・危機回避能力を高める遊具	389						154	215
安全・安心な遊具	992						445	547
インクルーシブ遊具	495						213	282
協調性や社会性を育む遊具	403						143	255
幼児用トイレの設置	856						411	445
ベンチの増設	609						252	357
休憩所の設置	609						249	360
自動販売機の設置	475						198	277
照明の増設	425						104	321
施設や樹木点検の強化	498						135	363
AEDの設置	426						160	266
周囲からの見通しの確保	851						278	573
駐車場の設置	1077						441	636
その他	66						23	43
計	9709	0	0	0	0	0	3888	5821

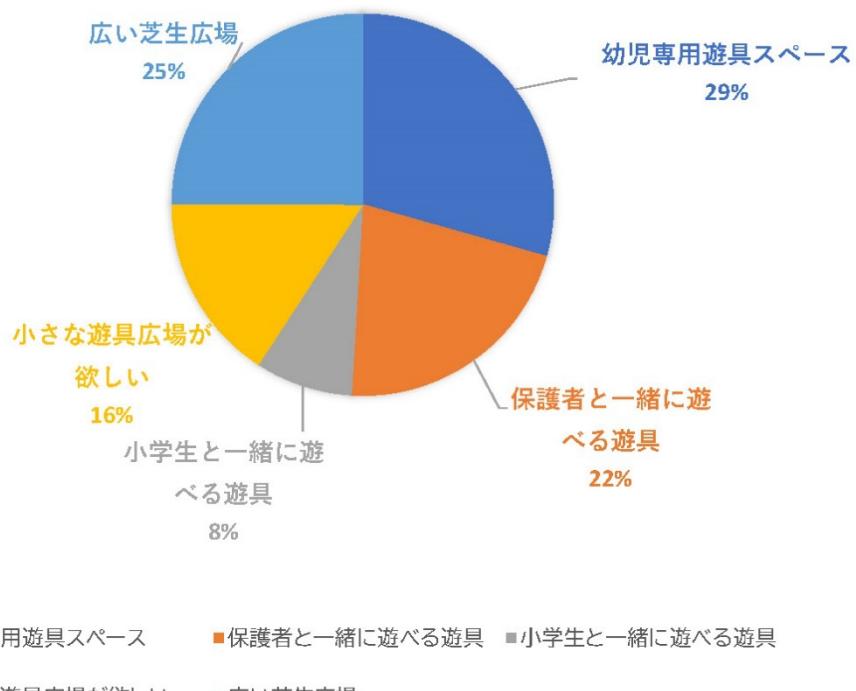
※回答は保護者対象

19. 公園にあったらいいと思う遊具や施設はどんなものですか？  
※複数回答可

## 20. 公園にあつたらいいと思う遊具や施設はどんなものですか？複数回答可。

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
幼児専用遊具スペース	316						316	
保護者と一緒に遊べる遊具	232						232	
小学生と一緒に遊べる遊具	89						89	
小さな遊具広場が欲しい	171						171	
広い芝生広場	268						268	
計	1076	0	0	0	0	0	1076	0

※回答は保護者(未就学)対象

20. 公園にあつたらいいと思う遊具や施設はどんなものですか？  
※複数回答可 未就学児のみ

### 3 用語解説

#### ア行

##### インクルーシブデザイン

障がい者や高齢者だけでなく、民族、言語、経済状況など、デザインの要素から除外されてきた広範囲の問題解決をテーマとし、多様なユーザーの側からアプローチするデザイン。

##### 運動公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般を対象に主として運動のために利用することを目的とした公園。

##### NPO 法人

法人格を有し、公共サービスを行う民間非営利組織。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなどさまざまな分野で活動する団体が含まれる。

##### 大分県棚田保全基金

棚田等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図り、中山間地域の農業・農村の活性化を図るため、都市住民等の保全活動への参加や住民組織が行う保全活動等の促進に対する支援するもの。

##### オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地の総称。都市内では、建物敷地内における開放性の高いまとまった広さの空地や空間で、市民が自由に通行・利用できる場所をいう。

#### 力行

##### 街区公園

都市公園法の公園種別の一つで、誘致圏域半径 250m、標準面積が 2,500 m<sup>2</sup>の市民に最も身近な公園。

##### 環境基本計画

国の環境基本法第 36 条および第三次環境基本計画の理念に基づき、すべての人々が一体となって、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現をめざし、環境の保全に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため策定したもの。

##### 行政区域

都道府県や市区町村など、行政を行う上での地域の区分。

##### 近隣公園

近隣住区に居住する者を利用の対象とし、幼児から高齢者まで全ての年齢層に利用されるよう、運動広場を中心とする動的レクリエーションのための施設のほか、休養・散策等の静的レクシエーションの施設が配置される公園。誘致距離 500m、面積 2ha を標準とする。

##### グリーンインフラ

米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本とするもの。

##### 景観計画

景観法第 8 条第 1 項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」。良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項などを定めることができる。特別景観まちづくり地区等の指定、民間の建築物や公共施設等の景観協議などを通じて、まちなみの環境や空間づくりを先導するのが計画の役割である。

## 景観法

我が国で初めての景観に関する総合的な法律。景観計画の策定など総合的に施策を講じることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としたもの。

## 公園愛護会

公園の清掃・除草活動等を行う自治会、子ども会、老人会等により公園ごとに設立された組織。

## 公園施設長寿化計画

公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化・共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するもの。

## 公園ストック再編計画

公園の長期的に安定した維持管理や公園機能の維持のため、方針や再編の方向性を定めるもの。

## こどもまんなか公園づくり支援事業

公園で遊ぶこどもの声に苦情が寄せられるなど、社会全体としてこどもを生み育てることをためらわせる意識・雰囲気もある中、こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て世帯の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備等を支援するもの。

## 市街化区域

無秩序な市街化を防止し、都市の健全で計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街地として積極的に整備するもの。

## 市環境保全条例

市民の意思と行動を結集して環境をよりよくするため、あらゆる手段をつくし、観光温泉文化都市として、健康で安全かつ快適な生活を確保することを宣言して、制定したもの。

## 住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

## 森林整備計画

県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、市町村が5年ごとに策定する10年を1期とする計画であり、森林整備の基本的な考え方や、森林所有者が行う森林施業に関する指針等を定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とするもの。

## 生物環境保護地区

野生動物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む）または植物の生息地で、その動植物の保護又は繁殖を図るため保護することが必要な地区。

## サ行

### CSR活動

企業の活動が社会に与える影響を把握し、これを考慮に入れた企業行動のこと。

## 総合計画

市政を推進していくための計画として最も上位に位置づけられる計画であり、市の総合的、計画的な行政推進の指針であり、また市民等の活動の指針としても位置づけられるもの。市政における計画は、基本的な方針を示す「基本構想」(本計画)と、具体的な施策を示す「分野別計画」、事業費や財源の配分を踏まえた「実施計画」の3つで構成される。

## 総合公園

都市住民全般の休息、遊技、運動等総合的な利用を目的とした公園。休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的、有機的に配置するものとされている。

## 夕行

### 地域森林計画

森林法第5条に基づき都道府県知事が5年ごとに策定する10カ年計画。大分県では4つの森林計画区(大分中部・大分南部・大分北部・大分西部)ごとに策定している。この計画は、県内森林(民有林)の整備、保全の方向を示す計画であり、伐採、造林、林道等の整備目標や市町村森林整備計画の指針となる事項を定めている。

### 地域制緑地

都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設や農耕地、山林、河川、水面等、様々な空間を含めた緑地のうち、風致地区、緑地保全地区等、一定の地域を指定して定められるもの。

## 地区公園

社会的、経済的な生活行動の圏域あるいは文化的、精神的な連帯意識等によって分割される地域を配置の単位とし、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられる公園。誘致距離1,000m、面積4haを標準とする。

## 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等直接支払制度により、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

## つなぐ棚田遺産

棚田地域の振興に関する取組を積極的に評価し、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対する理解や協力を促進させることを目的として、農林水産省により、優良な棚田を認定するもの。

## 特殊公園

都市公園法に基づく都市公園の一種で、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などを総称している。

## 特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に規定される地区で、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

特別緑地保全地区に指定されると建築物その他工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成等が規制されるため、土地所有者の土地利用に著しい支障をきたす場合、都道府県、市町村等がその土地を買入れることとなる。都市計画区域内の緑地で、以下のいずれかに当たる区域は、地区に定めることができる。

- ▷無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ▷神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- ▷次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
  - ・風致又は景観が優れているもの
  - ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

### 都市基幹公園

主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園。主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

### 都市計画区域

都市計画区域は、「一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域」について、都道府県が指定するもの。(都市計画法第5条)

### 都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることにより国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律。

### 都市計画マスタープラン

市町村が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地区毎の整備、

開発または保全の方針をよりきめ細かく定めた計画。平成4年の都市計画法の改正により創設。

### 都市公園

都市公園法第2条に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地のこと。

### 都市緑地法

都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正(いわゆる景観緑三法の制定)により改称したもの。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規程している。

### 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

### 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

## 八行

### パークマネジメント計画

各公園のニーズや特性を踏まえて、公園がめぐすべき姿とそれに向けた取り組み方針等の管理運営方針について具体的に定めるもの。

### バリアフリー

高齢者や障害がある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは段差解消等のハード面（施設）の要素が強いが、現在では、高齢者や障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味も含んでいる。

### 風致地区

都市計画で定める地域地区の一つで、都市の自然風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境）を維持するために指定された区域。

### ふるさと水と土保全基金

中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行うために本事業を実施するもの。

### 別府港海岸整備事業

高波浪時の防護機能不足や老朽化により度重なる高潮・高波などによる越波被害を受けていたことから、住民の人命、財産を防護するため、海岸保全施設整備を実施した事業。

### べっぷ道路里親制度

道路を養子、市民・団体・企業などを里親として、道路の清掃などの美化活動等を里親に一任する制度。

## ラ行

### ライフサイクルコスト

建物や公園、道路などが企画・設計から建設、運用を経て、修繕し、解体されるまでにかかるすべての費用の合計。LCCとも略される。

### 緑地協定

都市緑地法第45条に基づく制度で、都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度である。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、保全する樹木の場所、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

### 緑地保全地域

都市緑地法第5条に規定される制度で、都市計画区域内及び準都市計画区域内において、里地・里山など比較的広域的な見地から緑地を保全するため、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。緑地保全地域は、都市計画法における地域地区として、都道府県、市区町村が定める。

### 緑被率

特定区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・水辺地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称。









発行  
別府市建設部公園緑地課  
〒874-8511 別府市上野口町 1-15